

平成24年9月10日
行財政調査特別委員会資料

行政改革実施計画の5年間の取組について

平成19年10月から平成24年3月まで

平成24年9月

芦屋市

芦屋市民憲章

- ◆ わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- ◆ わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

本市では、危機的な財政状況を克服するため、平成15年10月に行政改革実施計画を策定し、市民・議会・職員の協力のもとに、徹底した内部努力、施策・行政水準の見直し、民間活力の導入、財源の確保を基本方針に行政改革に取り組み、ようやく財政再建の目途が立てられるようになってきました。

しかしながら、平成15年度から始まった「三位一体の改革」による補助金の削減や、平成19年度からの住民税税率改正に伴う個人住民税の大幅な減少、また、阪神・淡路大震災復旧・復興事業による公債費負担は依然として大きく、引き続き行政改革に取り組む必要があります。

このため、平成19年10月に「市民の参画・協働の促進」、「新たな公共サービスの創造」、「行政サービスの再構築」、「行政経営システムの改革」、「新たな公務員像の構築」、「新たな組織・給与制度の構築」の6つを基本方針とした62項目に及ぶ新たな行政改革実施計画を定め、実現に向けて取り組んできました。

以下、この5年間の行政改革の取組状況について、ご報告します。

この間の全体の行革効果目標額40億6,898万円に対し、実績額は48億3,967万9千円であり、7億7,069万9千円の目標額を上回る効果がありました。

行政改革実施計画の62項目（小項目として72項目）のうち、主な項目は以下のとおりです。

① 特に効果のあった項目

18 未納・滞納者への民間事業者等による電話催告の導入

収税課、住宅課及び保険医療助成課の徴収業務について委託、派遣、臨職による電話催告を実施した結果、5,481万8千円の効果額がありました。特に、件数の多い少額の未納・滞納について効果がありました。

19 インターネット公売の実施

収税課と用地管財課でインターネット公売及びオークションを実施した結果、1,351万1千円の効果額がありました。また、ホームページ等での広報や新聞報道によって市民のかたに公売の情報が周知され、滞納に対する抑止効果もありました。

3 1 財政指標目標値の設定

平成22年度末で一般会計の市債残高を690億円台にする目標に対し、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用や借換えの抑制等を行った結果、平成22年度末の一般会計市債残高は679億円となり目標を超える効果額がありました。なお、平成23年度末での市債残高は636億円であり、更に減少しております。

② 計画どおりの効果があった項目

5 市立芦屋病院の経営の改善

平成21年度から運営形態を地方公営企業法の全部適用とし、「市立芦屋病院改革プラン」に基づき経営改善に取り組み、一定の成果がありました。

8 指定管理者制度の導入

和風園で指定管理者制度を導入しました。

9 効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

霊園、市民センターにおいて未実施ではありましたが、あしや市民活動センター、美術博物館で計画どおり指定管理者制度を導入し、また、公営住宅での導入を決定しました。

1 4 駐車利用職員から使用料を徴収

平成20年4月から市施設の敷地に通勤で駐車する職員から使用料を徴収し、2,095万7千円の効果額がありました。

1 5 広告収入の増収対策

広報紙やホームページ，市発行の冊子等に企業広告を掲載し，目標を上回る2,634万1千円の効果額がありました。

3 2 包括的予算配分システムの定着

部長単位での予算の枠配分を実施し，各部で柔軟で自主的な事務事業の取捨選択が行われるようになりました。

4 6 予算執行での節減

決算時点で，単なる使い残しによる減額に止まっているものもありますが，長期契約の実施や複数課をまとめて発注するなどの契約発注方法の見直し，事務の見直し，予算執行段階での経費の節減意識が定着したことなどにより，目標額2億5,000万円に対し，実績額は5億9,427万6千円となり倍以上の効果額がありました。

6 0 給与水準の抑制

給与や管理職手当等の削減を実施した結果，1億5,098万9千円の効果額がありました。今後は，次期行革項目に引き継ぎ，時限的な措置ではなく，制度自体の改革に取り組みます。

6 2 特別職等の給与等減額

市長・副市長・教育長の給与と退職手当の減額改定を行い，目標を上回る4,240万3千円の効果額がありました。

③ 計画どおりの効果が上がらなかった項目

1 3 処分可能な土地の売却，貸付

計画のうち、市立芦屋高校跡地が土砂災害特別警戒区域に指定されたことにより売却が遅れたため、目標額に届きませんでした。次期行革項目に引き継ぎ、売却を進めます。

2 4 クレジットカード決済等の多様な納付手段の導入

コンビニ収納は、費用対効果から導入できませんでしたが、次期行革項目に引継ぎ、住民情報システムの入れ替えに合わせて導入します。併せてマルチペイメントについても導入を検討します。

3 5 政策立案実行型プロジェクトチームの設置

施策・立案・実行まで行うプロジェクトチームは企画から実施までに至ることで実現していません。次期行革項目に引き継いで、トップダウン方式とボトムアップ方式のプロジェクトチーム設置を検討します。

3 7 部長職のマネジメント強化

部への枠配分子算は実施できましたが、人事権まで委任するのは望ましくないとの意見から、部内の人事配置については実施できませんでした。

5 0 人事評価の導入

課長級以上の職員を対象に人事評価制度を実施しました。今後現行制度の課題を抽出し、全職員への導入を次期行革に引き継ぎます。

5 6 職員数の削減

平成19年4月1日現在で普通会計職員数703人のところ、平成24年4月1日現在では670人となり、目標である604人には届かず、人数的には計画を達成することはできませんでしたが、効果額としては26億7,364万7千円で計画以上の削減

となりました。適正な人員配置となるよう、引き続き次期行革で検討していきます。

④ 検討の結果、実施しなかった項目

1 0 市場化テスト導入の検討

本市にとっては業務委託をはじめ民間活力の導入が進んできている状況から、市場化テストにより民間委託を導入するメリットは少ないため実施しませんでした。

2 6 市庁舎等へのE S C O導入の検討

E S C O事業は規模と利用形態で導入に制約がありますが、今後の新築や大規模改修の際には導入を視野に入れていきます。

2 7 可燃ごみの有料化の検討

有料化の目的である、ごみの減量が進んでいるところから、現在のところ、有料化は難しいですが、近隣他市に有料化の動きがあれば、越境ごみの問題もありますので検討が必要と考えます。

この5年間、さまざまな取組をいたしました結果、財政面では危機的な状況を脱し、公債費負担も徐々に少なくなってきております。しかしながら、依然として多額の市債残高を抱え、歳入についても景気の低迷や少子高齢化等の影響から、大幅な増加が見込めない状況にあります。

また、J R 芦屋駅南地区の整備事業や市営住宅の建替えなど取り組むべき課題も多く、平成24年度からの行政改革実施計画に引き継いで、より一層、効率的で透明性の高い行財政システムを構築し、公共サービスの質の向上に努めるなど、課題の解決に向けていきます。

※「達成度」欄の集計

S	計画以上	3件
A	計画どおり	20件
B	ほぼ計画どおり	23件
C	実施したが効果が低い	9件
D	一部実施又は実施したが効果が見られない	8件
E	検討後実施見送り	6件
F	検討中又は未実施	3件
合計		72件

行政改革実施計画実績総括表〔H19－H23〕

(単位：千円)

大項目	中項目	項目数	H19年度			H20年度			H21年度			H22年度			H23年度			H19－H23年度 合計			
			計画(A)	実績(B)	差引(B)－(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)－(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)－(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)－(A)	計画(A)	実績(B)	差引(B)－(A)	計画	実績	差引(B)－(A)	
I	市民の参画・協働の促進	4																			
	1 市民活動支援の推進	2																			
	2 男女共同参画の推進	2																			
II	新たな公共サービスの創造	7					61,678	61,678		61,678	61,678		59,678	59,678		59,678	59,678		242,712	242,712	
	3 公共サービスの運営のあり方の検討	3																			
	4 民間活力の導入	2					61,678	61,678		61,678	61,678		59,678	59,678		59,678	59,678		242,712	242,712	
	5 市場化テスト導入の検討	1																			
	6 官学共同の取組	1																			
III	行政サービスの再構築	18	1,106,660	170,987	△ 935,673	485,800	160,587	△ 325,213	39,400	227,888	188,488	39,400	94,524	55,124	9,400	326,657	317,257	1,680,660	980,643	△ 700,017	
	7 歳入の確保	5	1,106,660	163,854	△ 942,806	485,800	105,331	△ 380,469	39,400	165,867	126,467	39,400	40,738	1,338	9,400	278,606	269,206	1,680,660	754,396	△ 926,264	
	8 市税・使用料等の滞納・未収対策	3		7,133	7,133		17,201	17,201		15,556	15,556		18,465	18,465		9,974	9,974		68,329	68,329	
	9 行政サービスの見直し	6					38,055	38,055		45,037	45,037		34,005	34,005		36,694	36,694		153,791	153,791	
	10 環境負荷の低減	3																			
	11 受益と負担の適正化	1								1,428	1,428		1,316	1,316		1,383	1,383		4,127	4,127	
IV	行政経営システムの改革	19	50,910	204,404	153,494	51,220	104,170	52,950	51,220	59,219	7,999	51,220	160,257	109,037	51,220	72,016	20,796	255,790	600,066	344,276	
	12 財政運営・調整機能の強化	4																			
	13 企画調整・政策立案機能の強化	2																			
	14 庁内マネジメントの見直し	2																			
	15 公営企業の経営健全化	1																			
	16 都市経営の観点からの取組	1																			
	17 わかりやすい広報と親切・丁寧・迅速な広聴システム	4																			
	18 仕事のやり方の改善	4	50,910	204,404	153,494	51,220	104,170	52,950	51,220	59,219	7,999	51,220	160,257	109,037	51,220	72,016	20,796	255,790	600,066	344,276	
	19 社会資本の計画保全	1																			
V	新たな公務員像の構築	7																			
	20 人材育成	2																			
	21 人事管理制度の見直し	3																			
	22 職員の意識改革、組織の活性化	2																			
VI	新たな組織・給与制度の構築	7	192,170	196,535	4,365	296,680	381,762	85,082	447,780	607,503	159,723	560,300	824,142	263,842	635,600	1,006,316	370,716	2,132,530	3,016,258	883,728	
	23 職員定数の削減	1	143,000	144,129	1,129	265,000	334,268	69,268	417,000	530,250	113,250	557,000	751,000	194,000	618,000	914,000	296,000	2,000,000	2,673,647	673,647	
	24 職員配置の見直し	2																			
	25 給与制度の見直し	3	31,590	34,824	3,234	30,650	45,933	15,283	29,750	75,758	46,008		69,396	69,396		74,297	74,297	91,990	300,208	208,218	
	26 特別職等の給与等減額	1	17,580	17,582	2	1,030	1,561	531	1,030	1,495	465	3,300	3,746	446	17,600	18,019	419	40,540	42,403	1,863	
合 計		62	1,349,740	571,926	△ 777,814	833,700	708,197	△ 125,503	538,400	956,288	417,888	650,920	1,138,601	487,681	696,220	1,464,667	768,447	4,068,980	4,839,679	770,699	

行政改革実施計画実績総括表〔H23年度〕

(単位：千円)

大項目／中項目	項目数	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (B)-(A)
I 市民の参画・協働の促進	4			
1 市民活動支援の推進	2			
2 男女共同参画の推進	2			
II 新たな公共サービスの創造	7		59,678	59,678
3 公共サービスの運営のあり方の検討	3			
4 民間活力の導入	2		59,678	59,678
5 市場化テスト導入の検討	1			
6 官学共同の取組	1			
III 行政サービスの再構築	18	9,400	326,657	317,257
7 歳入の確保	5	9,400	278,606	269,206
8 市税・使用料等の滞納・未収対策	3		9,974	9,974
9 行政サービスの見直し	6		36,694	36,694
10 環境負荷の低減	3			
11 受益と負担の適正化	1		1,383	1,383
IV 行政経営システムの改革	19	51,220	72,016	20,796
12 財政運営・調整機能の強化	4			
13 企画調整・政策立案機能の強化	2			
14 庁内マネジメントの見直し	2			
15 公営企業の経営健全化	1			
16 都市経営の観点からの取組	1			
17 わかりやすい広報と親切・丁寧・迅速な広聴システム	4			
18 仕事のやり方の改善	4	51,220	72,016	20,796
19 社会資本の計画保全	1			
V 新たな公務員像の構築	7			
20 人材育成	2			
21 人事管理制度の見直し	3			
22 職員の意識改革, 組織の活性化	2			
VI 新たな組織・給与制度の構築	7	635,600	1,006,316	370,716
23 職員定数の削減	1	618,000	914,000	296,000
24 職員配置の見直し	2			
25 給与制度の見直し	3		74,297	74,297
26 特別職等の給与等減額	1	17,600	18,019	419
合 計	62	696,220	1,464,667	768,447

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い

D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位: 千円]

I 市民の参画・協働の促進

1 市民活動支援の推進

市民参画及び協働推進の仕組みづくり

所 管 課 市民参画課 関係部署

取 組 の 説 明 ◇市民参画及び協働の推進に関する条例に基づき、審議会等・市民提案の活用、ワークショップの開催、パブリックコメント等の活用を図る。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
1	19年度	◆ 芦屋市市民参画協働推進会議を設置し、芦屋市市民参画協働推進計画をH20年2月に策定した。 また、H19年9月広報に審議会等の開催予定、パブリックコメントの実施予定など市民参画の手続についての公表を行った。	◎		-			A
	20年度	◆ 【条例に基づく市民参画手続の実施状況(件数)】 ○審議会等15件 ○市民提案の活用0件 ○ワークショップの開催7件 ○パブリックコメント等の活用7件 ○市長が適当と認める方法(アンケート、タウンミーティングなど)12件	◎		◎			
	21年度	◆ 『芦屋市市民参画協働推進計画』に基づき、市の事業への参画協働を促すために市提案型事業の実施について検討した。 ◆ 【条例に基づく市民参画手続の実施状況(件数)】○審議会等6件 ○パブリックコメントの活用3件 ○市長が適当と認める方法(アンケート、タウンミーティングなど)3件	◎		◎			
	22年度	◆ 条例に基づく市民参画手続を実施した。 【実施件数】○審議会等の活用7件 ○ワークショップの開催1件 ○パブリックコメントの活用4件 ○市長が適当と認める方法(アンケート、タウンミーティング等)4件 ◆ 『芦屋市市民参画協働推進計画』に基づき、市の事業への参画協働を呼びかける市民参画協働事業の推進に取り組むため、『芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱』及び『芦屋市提案型市民参画協働事業選考委員会設置要綱』を制定した。 ◆ 推進本部会議で決定した事業の担当課に参画協働事業を説明し、担当課からH23年度概算予算(業務委託費)を計上した。	◎		◎			
	23年度	◆ 条例に基づく市民参画手続を実施した。【実施件数】審議会等の活用11件、ワークショップの開催1件、パブリックコメントの活用9件、市長が適当と認める方法5件 ◆ 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱に基づき、2件の事業を行った。	◎		◎			
	総括コメント	◆ 計画等でパブリックコメント、審議会など市民参画の手続が必要なものは実施した。 ◆ 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱に基づき、2件の市民と市の協働事業を行い、内容は充実したものであった。	5年間合計					

新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等 ◆ 仕組みづくりは一定進んだことから、項目を改める。【新行革項目】実施計画39:地域課題の解決仕組みづくりの検討

あしや市民活動センターの開設

所 管 課 市民参画課

取 組 の 説 明 ◇H19年4月あしや市民活動センターを開設、H19年10月からセンター運営をNPO等に委託し、市民参画及び協働を促進する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
2	19年度	◆ あしや市民活動センターをH19年4月26日に開設、10月から運営をNPOに業務委託した。	開設		開設			A
	20年度	◆ あしや市民活動センターの年間利用者数は前年度比1.5倍以上に増え、NPO等の相談も年間220件以上の実績がある。 NPOを育成し、参画協働を推進するため、ティータイム交流会やあしや市民フェスタ事業を行い、NPO活動発表の機会と交流の場を作った。	◎		◎			
	21年度	◆ 中間支援としてNPO法人の設立の相談をすとともに、ティータイム交流会、あしや市民フェスタ開催などにより、NPO活動への市民参加の機会・交流を増やした。(○あしや市民活動センターの活動状況:利用者5,391人、1,402団体 ○ティータイム交流会:6回、参加者延べ198人 ○セミナー:2回 参加者延べ42人 ○あしや市民フェスタ(11月6日~7日):参加者延べ2,164人)	◎		◎			
	22年度	◆ (特活)あしやNPOセンターを指定管理者として選定(H22~H26)し、中間支援として市民の参画協働の推進を目的としたNPO専門相談等やティータイム交流会(5回)・セミナー(2回)の実施や第3回あしや市民フェスタの開催により、市民の交流を図った。 ◆ 第1回市内中間支援団体交流事業により、交流とネットワーク作りのきっかけを作った。	◎		◎			
	23年度	◆ 中間支援として、市民の参画協働の推進を目的としたNPO専門相談等やティータイム交流会(4回)、市民活動セミナーの開催(5回)、第4回あしや市民フェスタの開催により、市民の交流を図った。	◎		◎			
	総括コメント	◆ 地域課題の解決やNPOの設立を促進するため、あしや市民活動センターを設置した。年々利用者は増えているが、新しい事業を実施する場合は周知が必要である。 ◆ 今後は、NPOの一般専門相談の広報を行い、活動を促進すること、市内中間支援団体の交流とネットワーク作りを進めて参画協働を推進することが課題である。 ◆ また、NPO、自治会、ボランティア活動を担う人材育成を図る視点も必要である。	5年間合計					

新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等 ◆ 市民活動センターを開設したところから、次期項目には引き継がない。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

2 男女共同参画の推進

男女共同参画条例の制定

所 管 課 市民参画課(男女共同参画推進担当)

取組の説明 ◁H20年度に男女共同参画条例を制定する。

【実施状況等】

計 画 実 績 達 成 度

3

年度	実施状況	計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆ H20年度条例制定を目指し、先進市の情報収集に努めた。	検討		-				
20年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。	制定		制定				
21年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。	◎		制定済み				A
22年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。			制定済み				
23年度	◆ H21年3月に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。			制定済み				
総括コメント	◆ 計画どおり、H20年度に芦屋市男女共同参画推進条例を制定した。今後は、児童・生徒を含め、市民へ条例の周知を図る。	5年間合計						

新行革への引継ぎ状況等 ◆ 計画どおり制定したので終了する。

審議会等への女性登用の推進

所 管 課 市民参画課(男女共同参画推進担当) 関係部署

取組の説明 ◁H23年度に女性登用率40%にする。

【実施状況等】

計 画 実 績 達 成 度

4

年度	実施状況	計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆ H20年2月に各課に審議会への女性委員の登用について通知した。また、各課に各委員の任期更新前に女性委員の登用を行うよう連絡した。 ◆ H20年4月現在、女性登用率32.9%	◎		-				B
20年度	◆ H20年4月、H21年2月に登用率を調査した。H20年11月に附属機関等への女性委員の積極的登用の依頼通知をした。 ◆ H21年4月1日現在、女性登用率36.2% 附属機関等58のうち、40%以上のもの28機関等、40%以下のもの30機関等	◎		◎				
21年度	◆ H21年4月、H22年2月に登用率を調査した。21年12月に附属機関等へ女性委員の積極的登用の依頼通知をした。 ◆ H22年4月1日現在、女性登用率36.1% 附属機関等59のうち、40%以上のもの31機関等、40%未満のもの28機関等	◎		◎				
22年度	◆ H22年4月、H23年2月に登用率を調査した。H22年4月、H23年1月に全庁へ附属機関等への女性委員の積極的登用の依頼通知をした。また、委員任期を迎える附属機関等の所管課長に対し重ねて女性委員の登用を依頼した。 ◆ H23年4月1日現在、女性登用率34.3% 附属機関等63のうち、40%以上のもの33機関等、40%未満のもの30機関等	◎		◎				
23年度	◆ H23年4月1日現在、女性登用率34.3%。附属機関等63のうち、40%以上33機関等、40%未満30機関等 ◆ H24年2月1日現在、女性登用率34.9%。附属機関等66のうち、40%以上34機関等、40%未満32機関等	◎		◎				
総括コメント	◆ 女性登用率がH18年度末31.6%からH23年度末34.9%と増加した。実績結果としては目標に達することはできなかったが、この間、全庁に重ねて通知を行うことにより女性委員選任の意義について周知を図るなど一定の効果はあった。	5年間合計						

新行革への引継ぎ状況等 ◆ 計画は未達成であるが、一定の水準に達したため終了、引き続き各種審議会等の委員選任には女性登用率を高めるよう努力する。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位 : 千円]

Ⅱ 新たな公共サービスの創造

3 公共サービスの運営のあり方の検討

市立芦屋病院の経営の改善

所 管 課 芦屋病院

取組の説明 ◇運営形態を地方独立行政法人化から地方公営企業法の全部適用とすることとし、H21年3月市議会において関係条例の議決を得た。

【実施状況等】

計 画 実 績 達 成 度

5

年度	取組の概要	計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆地方独立行政法人化に向けた移行スケジュールを策定し、各所管と協議した。 ◆市立芦屋病院の将来構想検討委員会を設置し、診療機能及び療養環境（病棟建替含む。）について検討した。	準備		—				B
20年度	◆運営形態を地方独立行政法人化から地方公営企業法の全部適用とすることとし、3月市議会において関係条例の議決を得た。	準備		変更実施				
21年度	◆『市立芦屋病院改革プラン』に基づき経営改善の取組を進めた。	実施		実施済み				
22年度	◆『市立芦屋病院改革プラン』の実施状況を踏まえ策定した『市立芦屋病院改革プラン(第2版)』に基づき経営改善の取組を進めた。	—		実施済み				
23年度	◆『市立芦屋病院改革プラン』の実施状況を踏まえ、H22年7月に見直した『市立芦屋病院改革プラン(第2版)』を12月に実績等を一部改定、改革プランに基づき経営改善の取組を進めた。	—		実施済み				
総括コメント	◆経営改善に係る計画の数値目標では、経常収支比率、入院診療単価は目標数値を達成。職員給与比率、病床利用率、外来診療単価は未達成となった。	5年間合計						

新行革への引継ぎ状況等 ◆『市立芦屋病院改革プラン』に基づき継続して改善を行う。

(6) 保育所の運営のあり方の検討 (7) 幼稚園の運営のあり方の検討

所 管 課 (6)こども課 (7)教委管理課 学校教育課

取組の説明 ◇保育サービスの官民比率・役割分担、効率的な運営方策、認定こども園の検討等、保育サービスの運営のあり方について、検討を行う。

【実施状況等】

計 画 実 績 達 成 度

6
・
7

年度	取組の概要	計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆H19年4月から認定子ども園市内連絡会を設置し、他市の認定子ども園を視察した。今後、保育所あり方関係調整会議で検討していく。	検討		—				B
20年度	◆保育所運営あり方調整会議を6回開催した。待機児童解消策を優先課題として協議し、保育所として新たな施設が必要であり、教育施設の活用について教育委員会と協議していくこととなった。今後は外部委員も含めた『保育所あり方検討委員会』で協議していく。	検討		検討				
21年度	◆待機児童解消策などを優先課題として『芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会』を2回開催した。 【委員会での議題】 ○第1回目…保育所、幼稚園の現状の説明等 ○第2回目…現状を踏まえて検討課題の整理等	検討		検討				
22年度	◆待機児童解消策などを優先課題として『芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会』を3回開催し、市長へ報告書として提出した。 ◆民生文教常任委員会 所管事務調査にて9月議会、12月議会、3月議会で報告 【委員会での議題】 ○第3回目…保育所、幼稚園の現状視察等 ○第4回目…報告書の骨子(案)作成等 ○第5回目…報告書(案)の作成 【最終報告】 ○H22年8月25日に委員長から市長へ報告書を提出した。	検討		実施				
23年度	◆あり方検討委員会からの報告を受けて ○市立幼稚園3園で預かり保育を実施 ○保育所との職員交流、合同研修の実施、園児の交流などを実施 ○小学校敷地に私立保育園を誘致することについて、学校関係者、地域住民への説明会を開催したが、その後凍結となっている。	—		実施				
総括コメント	◆待機児童解消に向けて取り組んでいくため、あり方検討委員会で提言を受けた『学校園関係の施設の有効利用』『私立保育所の整備及び新設の検討』については、引き続き検討していく。 ◆今後、子ども子育て関連法に基づき、市としての子ども子育て支援事業計画を策定する中で、幼稚園のあり方についても引き続き検討していく。	5年間合計						

新行革への引継ぎ状況等 ◆別途項目で国の動向を見ながら引き続き検討する。【新行革項目】実施計画38：子ども・子育て新システムの導入に向けての検討

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

4 民間活力の導入

指定管理者制度の導入

所 管 課 高年福祉課

対 象 施 設 ◇和風園にH20年度から指定管理者制度を導入する。

【実施状況等】

8	年度	内容	計 画 実 績 達 成 度	
			計	画
	19年度	◆ H20年度から指定管理者制度を導入した。	準備	実施
	20年度	◆ H19決算131,678千円-H20指定管理70,000千円 = [61,678千円]	実施	61,678
	21年度	◆ H19決算131,678千円-H21指定管理70,000千円 = [61,678千円]	—	61,678
	22年度	◆ H19決算131,678千円-H22指定管理72,000千円 = [59,678千円]	—	59,678
	23年度	◆ H19決算131,678千円-H23指定管理72,000千円 = [59,678千円]	—	59,678
	総括コメント	◆ H20年度に指定管理者制度を導入後、計画どおりに推移できている。 ◆ 入所者へのサービスが向上したのか評価が難しい面があるが、人件費や光熱水費など、コスト削減について成果があった。 ◆ 今後は、措置者が少ない中（定員30人中、16人）、どのように施設の有効活用を図っていくか検討中である。	5年間合計	
				242,712
	新行革への引継ぎ状況等	◆ 指定管理者制度を導入したので終了する。 H24は選定替えを行うので、実績を踏まえてより良い選定を目指す。		

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

所 管 課 市民参画課

対 象 施 設 ◇あしや市民活動センター（H22年度指定管理）

【実施状況等】

9	年度	内容	計 画 実 績 達 成 度	
			計	画
	19年度	◆ H22年度の指定管理者制度への移行に向けNPOの活動を支援する。	委託	—
	20年度	◆ H22年度指定管理者制度の移行に向けNPOの活動を支援した。	◎	検討
	21年度	◆ H22年度から指定管理者制度に移行するため、特定非営利活動法人あしやNPOセンターを指定管理者に選定した。	◎	実施
	22年度	◆ 『芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例』及び『芦屋市市民参画協働推進計画』に基づき、H22年度～H26年度の指定期間であしや市民活動センターの管理運営を行い、中間支援としてNPO専門相談や市民側からの市民参画と協働の支援等を行った。	実施	実施済み
	23年度	◆ 4月から指定管理者制度導入		実施済み
	総括コメント	◆ 計画どおり指定管理者制度へ移行した。専門相談や各種の事業で市民サービスの向上も図られた。	5年間合計	
	新行革への引継ぎ状況等	◆ 指定管理者制度を導入したので終了する。導入実績を踏まえて次期選定に反映させる。		

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

所 管 課 福祉センター

対 象 施 設 ◇芦屋市保健福祉センター

【実施状況等】

計 画 実 績 達 成 度

年度	内容	計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆ 事業内容について詳細検討しながら指定管理者制度を検討する。	検討		-				A
20年度	◆ 福祉センターの計画について地元と協議した。 ◆ 木口ひょうご地域振興財団及び関係課等と施設及び事業内容について協議した。今後は事業の細部を詰めていく。	検討		検討				
21年度	◆ 芦屋市保健福祉センターの運営方法、賃貸借契約等について財団法人木口ひょうご地域振興財団と協議して進めた。	検討		実施				
22年度	◆ 芦屋市保健福祉センターを7月に開設するとともに、木口財団をはじめ関係課等と施設及び事業の実施、調整を行った。	-		◎				
23年度	◆ 福祉センター事業を実施するとともに、事業の検証を行い、随時見直しを行った。また、木口財団と協議、調整しながら必要に応じて、施設補修等を行った。	-		◎				
総括コメント	◆ 民間活力の導入の観点から、木口財団と協議調整のもと保健福祉センターを開設した。ただし、オープンから数年は職員を配置し、全体のコーディネートをする必要がある。また、社会福祉協議会において事務の拡大ができるかどうかについても検討が必要である。	5年		年間		合計		

9

新 行 革 へ の
引 継 ぎ 状 況 等

◆ 複合施設であり、運営形態が違うので指定管理者制度の導入は難しいが、一定の業務は委託したので新行革項目には引き継がない。今後も委託の範囲は検討していく。

所 管 課 障害福祉課

対 象 施 設 ◇くすのきデイケアセンター

【実施状況等】

計 画 実 績 達 成 度

年度	内容	計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆ 引き続き業務委託の範囲について検討する。	検討		-				A
20年度	◆ 『みどり地域生活支援センター』と『くすのきのいえ』の事業について、委託法人の一体化を決定、また、施設の整備では、現在のみどり地域生活支援センターの建替を決定した。引き続き業務委託の範囲について検討する。	検討		検討				
21年度	◆ H21年4月から『くすのきのいえ』は、『みどり地域生活支援センター』の委託法人と一体化し、事業費も障害者自立支援法の生活介護事業に移行したため、歳入の確保が図られた。	-		変更実施				
22年度	◆ 『くすのきのいえ』が移転する『みどり地域生活支援センター』の施設建替は3月に完成し、事業の一体化は計画通り完了した。	-		実施				
23年度	◆ 事業一体化の下でより効果的に既存事業を実施するとともに、新規サービスとして短期入所を試行した。	-		実施				
総括コメント	◆ 障害者自立支援法の生活介護事業に移行できたので、歳入の確保による事業の安定化が図られた。また、来年度からの利用希望者が増えており、潜在的なニーズに対応できるようになった。 ◆ 事業の実施についてはNPO法人に委託し、『くすのきのいえ』及び『みどり地域生活支援センター』の事業を一体化することにより、安定的・効果的な事業の実施を行った。 ◆ 今後も引き続きNPO法人の充実を図り、安定的・効果的な事業実施を図る。	5年		年間		合計		

新 行 革 へ の
引 継 ぎ 状 況 等

◆ 事業を一体化して委託できたため、次期項目には引き継がない。今後も安定的、効果的な事業を検討していく。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

所 管 課		住宅課			
対 象 施 設		◇公営住宅			
【 実 施 状 況 等 】			計 画	実 績	達 成 度
9	19 年 度	◆ H19年4月から使用料徴収について一部業務委託を実施した。指定管理者制度の導入に向け先進市の情報収集する。	検討	—	A
	20 年 度	◆ H19年4月から使用料徴収について一部業務委託を実施した。指定管理者制度の導入に向け先進市の事例を情報収集した。	検討	検討	
	21 年 度	◆ 使用料徴収について業務委託を実施した。(H19年4月から実施) 指定管理者制度の導入に向け業務水準書や業務フローを検討した。	—	検討	
	22 年 度	◆ 指定管理者制度導入に係る長所・短所を抽出し、前年度に引き続き業務水準書及び業務フローの調査、研究を行った。	—	検討	
	23 年 度	◆ 住宅管理全般について指定管理者制度導入を決定し、設管条例の改正を行った。	—	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 行革期間内での検討を終え、指定管理者制度導入を決定した。	5 年 間 合 計		
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 指定管理制度の導入を決定した。H24に選定を行い、H25から指定管理者による運営を目指す。【新行革項目】実施計画14(1)：指定管理者制度導入 [公営住宅]			
所 管 課		環境課			
対 象 施 設		◇霊園			
【 実 施 状 況 等 】			計 画	実 績	達 成 度
9	19 年 度	◆ 現在委託している維持管理業務（園内清掃、案内業務等）に加えて霊園維持費徴収事務、使用許可等の事務をH22年度からの指定管理者制度も含めて民間委託について検討する。	検討	—	F
	20 年 度	◆ 現在委託している維持管理業務（園内清掃、案内業務等）に加えて霊園維持費徴収事務、使用許可等の事務をH22年度からの指定管理者制度も含めて民間委託について検討した。	検討	検討	
	21 年 度	◆ 施設設置後半世紀を経過し施設の劣化が著しいことから、22年度に霊園修景等基本計画を策定し、霊園施設の見直しを図り、整備完了後に指定管理を検討することとした。	—	検討	
	22 年 度	◆ 施設設置後半世紀を経過し施設の劣化が著しいことから、霊園施設の全体の整備と将来的課題に対応するための霊園修景等基本計画を策定した。	—	検討	
	23 年 度	◆ 霊園修景等基本計画に基づき霊園内整備基本計画（測量）を実施した。	—	検討	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 霊園修景等基本計画に基づく整備完了後に指定管理制度の導入を検討することになるため、行革効果は当分の間望めない。 ◆ 整備には多額の経費がかかることから、終期の設定が課題となる。	5 年 間 合 計		
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 霊園修景等基本計画を策定することで、運営のあり方を検討するため次期項目には引き継がない。			

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。

所 管 課		市民センター		
対 象 施 設		◇市民会館・公民館		
【 実 施 状 況 等 】		計	画	実 績 達 成 度
19 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討する。	検討	—	F
20 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討した。	検討	検討	
21 年 度	◆ 指定管理者制度の導入に向けて検討するため、芦屋市民センター・ルナホール事業運営基本計画を策定した。	検討	検討	
22 年 度	◆ H24年度からの指定管理者制度導入を含め、市民会館、ホール、公民館の各施設の適正な管理方法を検討した。	—	検討	
23 年 度	◆ H24年度から市民センターと公民館の一部の業務を新たに民間事業者に委託するよう手続きを進めた。	—	変更実施	
総 括 コ メ ン ト	◆ 芦屋市民センター・ルナホール事業運営基本計画を策定した。 ◆ H24年度から市民センターと公民館の一部の業務を新たに民間事業者に委託する。	5 年 間 合 計		
9 新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 業務委託を検討した後に指定管理者制度の導入を検討する。【新行革項目】実施計画14(3)：指定管理者制度導入検討 [市民会館・公民館]			
所 管 課		美術博物館		
対 象 施 設		◇美術博物館		
【 実 施 状 況 等 】		計	画	実 績 達 成 度
19 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討する。	検討	—	A
20 年 度	◆ H22年度からの指定管理者制度の導入に向けて検討した。	検討	検討	
21 年 度	◆ H23年度からの指定管理者制度の導入に向けて、H21年10月に芦屋市立美術博物館運営基本方針を見直した。	—	検討	
22 年 度	◆ H23年4月から指定管理者制度を導入することを決定した。 (小学館集英社プロダクション、芦屋ミュージアム・マネジメント、グローバルコミュニティグループ)	—	実施	
23 年 度	◆ H23年4月から指定管理者制度を導入済み。 (小学館集英社プロダクション、芦屋ミュージアム・マネジメント、グローバルコミュニティグループ)	—	実施	
総 括 コ メ ン ト	◆ 運営基本方針を見直しし、美術博物館に指定管理者制度を導入した。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 指定管理者制度を導入したので次期項目には引き継がない。有料施設の利用促進として、次期項目に上げ活性化を図っていく。【新行革項目】実施計画4：収益性の高いイベント、企業とのタイアップ企画、施設利用率向上の観点からの広報・ホームページでの宣伝のあり方			

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。					
9	所 管 課	図書館			
	対 象 施 設	◇図書館			
	【 実 施 状 況 等 】	計	画	実 績 達 成 度	
	19 年 度	◆ 業務委託による経費節減を図る。	検討	—	E
	20 年 度	◆ 業務委託による経費節減を図った。	検討	検討	
	21 年 度	◆ 図書館については当分の間指定管理者制度は導入しない。 ◆ 大原分室と本館の一部で業務委託を実施した。	—	導入しない	
	22 年 度	◆ 大原分室と本館の一部で引き続き業務委託を実施した。	—	導入しない	
	23 年 度	◆ 大原分室と本館の一部で引き続き業務委託を実施した。	—	導入しない	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 指定管理者制度の導入に当たっては、芦屋市文化行政推進懇話会の提言で慎重な検討が必要とされ、社会教育委員の会議において直営が望ましいとの意見が多かったことから、当面導入しないこととした。	5 年 間 合 計		
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 現在のところ、直営での運営を継続していくため、次期項目には引き継がない。業務委託の範囲については精査していく。			
所 管 課	人事課				
対 象 施 設	◇福利厚生関係業務				
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実 績 達 成 度	E	
19 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討する。	検討	—		
20 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討した。	検討	検討		
21 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討したが、現在のところ業務内容等から委託になじまない状況がある。引き続き業務委託を検討する。	—	検討		
22 年 度	◆ 民間委託できる範囲を他市の状況を確認しながら検討したが、現在のところ業務内容等から委託になじまないと判断した。	—	導入しない		
23 年 度	◆ 現在のところ業務内容等から委託になじまないと判断した。	—	導入しない		
総 括 コ メ ン ト	◆ H21年度より福利厚生業務について、再任用職員を2人配置し業務の効率化を図った。 ◆ 業務内容等から業務委託になじまないため、再任用職員を活用する方が効率的であると判断した。	5 年 間 合 計			
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 業務内容が業務委託になじまないため、次期項目には引き継がない。				

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

効果的・効率的な施設運営や業務のあり方、官民の役割分担を見直す中で指定管理者制度導入等の民間委託を検討する。					
所 管 課 下水処理場					
対 象 施 設 ◇下水道施設管理運営業務					
9	【実施状況等】	計	画実	績達成度	
	19年度	◆引き続き業務委託の範囲について検討する。	検討	—	B
	20年度	◆H20年4月1日から、夜間勤務体制の見直し（4人体制を3人体制に変更）を行った。	検討	検討	
	21年度	◆引き続き勤務形態について協議した。	—	検討	
	22年度	◆H22年4月1日から、夜間勤務の3人体制を2人体制に変更した。	—	実施	
	23年度	◆H23年4月1日から夜間勤務2人体制を廃止し、民間委託にした。	—	実施	
	総括コメント	◆処理場施設の円滑・安定的な運営を図るため、適切な人員配置を行った。 ◆効果的・効率的な処理場の施設運営を図るため、夜間勤務を民間委託にした。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆包括的な民間委託は引き続き検討する。				

5 市場化テスト導入の検討

市場化テスト導入の検討					
所 管 課 行政経営課					
取 組 の 説 明 ◇市場化テスト導入のための指針を策定し、適用業務の有無を検討する。					
10	【実施状況等】	計	画実	績達成度	
	19年度	◆先進市の事例を踏まえながら、指針を策定する。	検討	—	E
	20年度	◆指針を策定するため、内閣府主催の研修会などに参加し、先進市の事例を研究した。	検討	検討	
	21年度	◆先進市の事例を研究し、指針を検討したが、H21年度に本市への導入は実施しないこととした。	策定	導入しない	
	22年度	◆先進市の事例を研究し、指針を検討したが、H21年度に本市への導入は実施しないこととした。		導入しない	
	23年度	◆先進市の事例を研究し、指針を検討したが、H21年度に本市への導入は実施しないこととした。		導入しない	
	総括コメント	◆市場化テストは特例6業務の受付、交付に限られ、手続が煩雑で、法に基づき導入している自治体は少ない（現在5例のみ）。 ◆本市のアウトソーシングは、指定管理者制度、業務委託、派遣業務等、ある程度民間委託化が進んでおり、あえて市場化テストにより民間委託を実施するメリットは少ないことから導入しないこととした。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆本市にとっては業務委託をはじめ民間活力の導入が進んできている状況から、市場化テストにより民間委託を導入するメリットは少なく、次期項目には引き継がない。				

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位 : 千円]

6 官学共同の取組

大学等との共同事業の実施

所 管 課 関係部署

取組の説明 ◇H18年度～環境マネジメントシステム (ISO14001準拠) 【京都精華大学】、H19年度～特別支援教育【芦屋大学】その他の共同事業についても検討する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
11	19年度	◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、内部監査を京都精華大学と共同で実施した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、芦屋大学で講習を受け、介助員として配置した。		実施	実施			B
	20年度	◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、内部監査を京都精華大学と共同で実施した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、芦屋大学での講習者の中から選考した指導補助員(介助員、スクールアシスタント)を小学校7校、中学校2校に配置した。		◎	◎			
	21年度	◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、内部監査及びシステム監査を京都精華大学と共同で実施した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、H20年度に引き続き芦屋大学での講習終了者の中から選考した指導補助員(スクールアシスタント4人、支援員8人)を小学校5校、中学校1校に配置した。		◎	◎			
	22年度	◆【環境課】環境マネジメントシステムについて、京都精華大学4回生が内部監査の一部にもオブザーバーとして参加した。 ◆【学校教育課】特別支援教育について、H21年度に引き続き芦屋大学での講習終了者の中から選考した指導補助員(スクールアシスタント1人、支援員4人)を小学校3校、中学校2校に配置した。学校教育課担当者が、芦屋大学特別支援指導員養成講座の講師を務めた。特別支援教育支援員候補者名簿の提供があった。		◎	◎			
	23年度	◆【環境課】下水処理場の環境マネジメントシステム構築に際して、京都精華大学社会連携センターよりコンサルティングを受けた。本庁等におけるEMSの内部監査及びシステム監査を共同で実施した。 ◆【学校教育課】H22年度に引き続き、芦屋大学から特別支援教育に係る講習修了者の名簿提供を受け、その中の2名を小学校に支援員として配置した。		◎	◎			
	総括コメント	◆毎年、京都精華大に研修の講師依頼し、内部監査やシステム改善について必要に応じてアドバイスをいただくなど、継続した支援を受けられている。3～4回生の学生が非常に長期間の就職活動や、単位の認定の関係で、2回生の学外における活動が制限されたり、現役の学生の参画が困難な状況になってきている。教員やOBの方には引き続き協力いただける見込だが、その場合、一定の費用が発生する。(環境課) ◆芦屋大学で特別支援教育について専門的な研修を受けた者を、学校に派遣する体制が構築されたことで、市が支援員の養成のための研修の負担を負うことなく、特別支援教育に対して理解と意欲のある人材を安定して確保できるようになった。(学校教育課) ◆大学との共同事業は、研究、調査部門では有効であり、他分野についてもっと進めていく必要がある。		5年間合計				

新行革への引継ぎ状況等

◆大学との共同は他分野に広げていくことが有効であり、次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画40：産官学共同事業の拡大

Ⅲ 行政サービスの再構築

7 歳入の確保

国・県への財政要望、補助金・交付金等の活用

所 管 課 財政課 関係部署

取組の説明 ◇引き続き、国・県への財政要望を行う。頑張る地方応援プログラムやその他交付金等の活用を図る。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
12	19年度	◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ○頑張る地方応援プログラム 30,000千円×0.75=22,500千円		-	22,500			B
	20年度	◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ○頑張る地方応援プログラム 30,000千円×0.75=22,500千円		30,000	22,500			
	21年度	◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ○頑張る地方応援プログラム 30,000千円×0.75=22,500千円		30,000	22,500			
	22年度	◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。		30,000	-			
	23年度	◆交付税の算定等を通じて財源の補てん措置を国・県に強く働きかけた。 ◆国の経済対策による交付金を活用し、事業を実施した。		-	-			
	総括コメント	◆頑張る地方の応援プログラムについては、本市の財政力指数により、3,000万円×0.75=2,250万円となったが、制度上は確保できた。 ◆国の経済対策により実施された交付金等を活用し、事業実施することができた。 ◆特別交付税については、毎年、国・県に要望し、前年並みの額を受けられているが、今後、特別交付税財源の減少もあり、引き続き要望を続けていく必要がある。		5年間合計				

新行革への引継ぎ状況等

◆引き続き国・県に対し財政要望が必要なため、次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画9：国・県への財政要望、補助金・交付金等の活用

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

処分可能な土地の売却, 貸付					
13	所 管 課	用地管財課			
	取組の説明	◇処分可能な土地の売却, 民間運営駐車場等の一時活用を図る。			
	【実施状況等】		計	画実績達成度	
	19年度	◆ 公有財産を郵便による入札等により売却した。 ○ 一般競争入札4件, 宅地 649.24㎡ 136,539千円	1,103,000	136,539	C
	20年度	◆ 公有財産を郵便による入札等により売却した。 【合計】2件, 1039.01㎡, 73,624千円 ○ 一般競争入札1件, 過年度実施分1件, 宅地353.26㎡, 69,510千円 ○ その他の売却(市芦跡地の一部)1件, 山林685.75㎡, 4,114.5千円	446,400	73,624	
	21年度	◆ 公有財産を郵便による入札等により売却した。 【合計】3件, 455.35㎡, 132,675千円 ○ 一般競争入札2件, 宅地400.42㎡, 123,722千円 ○ その他の売却(旧法定外公共物の売却)1件, 54.93㎡, 8,953千円	◎	132,675	
	22年度	◆ 公有財産を先着順受付等により売却した。 【合計】2件, 209.59㎡ [30,712千円] ○ 先着順売却1件, 宅地198.04㎡ 29,800千円 ○ その他の売却(旧法定外公共物の売却)1件, 11.55㎡ 912千円	—	30,712	
	23年度	◆ 公有財産入札により売却した。 【合計】7件, 891.84㎡ [266,048千円] ○ 一般競争入札3件 宅地688.98㎡ 215,385千円 ○ 条件付一般競争入札1件 11.47㎡ 11,600千円 ○ その他狭小地の隣接所有者への売却3件 191.39㎡ 39,063千円	—	266,048	
	総括コメント	◆ 公有財産にあっては、今後も一般競争入札により売却していく。また、市立芦屋高校跡地についても早期売却を目指す。	5年間合計		
			1,549,400	639,598	
	新行革への引継ぎ状況等	◆ 公有地の売却については、市立芦屋高校跡地は引き続き売却を進めるが、公有財産の利活用として次期項目に引き継いで進めていく。【新行革項目】実施計画3：未利用土地の売却及び有効活用			
	駐車利用職員から使用料を徴収				
	14	所 管 課	人事課 教委管理課 関係部署		
取組の説明		◇施設敷地に駐車する職員から使用料を徴収する。			
【実施状況等】			計	画実績達成度	
19年度		◆ H20年4月から実施した。	検討	実施	A
20年度		◆ H20年4月から実施した。対象者は146人	5,400	5,082	
21年度		◆ H21年度の使用料徴収の対象者は147人 (H20年4月から実施, H20年度146人)	5,400	5,117	
22年度		◆ H22年度の使用料徴収の対象者は155人 (H20年4月から実施, H20年度146人, H21年度147人)	5,400	5,276	
23年度		◆ H23年度の使用料徴収の対象者は160人 (H20年4月から実施, H20年度146人, H21年度147人, H22年度155人)	5,400	5,482	
総括コメント		◆ 使用料の徴収については、計画どおり実施した。 ◆ 今後は、近隣市の状況等も参考に、適正な使用料に見直す必要がある。	5年間合計		
			21,600	20,957	
新行革への引継ぎ状況等	◆ 行革項目として実施できたので次期項目には引き継がないが、引き続き使用料を徴収し、適宜見直ししていく。				

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位 : 千円]

広告収入の増収対策

所 管 課	広報課 関係部署	計	画	実	績	達	成	度	
取組の説明		◇刊行物, 封筒, 各種通知書等に広告を掲載する。							
【実施状況等】									
15	19年度	◆【広告掲載】 ○広報紙等に広告を掲載, 広報あしや @50,000×20件=1,000千円 ○ホームページ @15,000×173件=2,595千円 ○シティグラフ @200,000×6件=1,200千円 ○英字ニューズレター20千円 ◆ 広告物掲載の取扱基準として, 芦屋市有料広告の取扱に関する要綱を制定した。(H20年3月1日施行)					3,660	4,815	A
	20年度	◆【広告掲載】 ○広報あしや@50,000×18件=900千円 ○ホームページ@150,000×12件=2,550千円 ○英字ニューズレター@5,000×4件=20千円 ○納税通知書用封筒, 督促状・催告書用封筒2件で合計505千円 ○オープンガーデンパンフレット@15,000×10件=150千円					4,000	4,125	
	21年度	◆【広告掲載】 ○広報あしや@50千円×24件=1,200千円 ○ホームページ@15千円×187件=2,805千円 ○納税通知書用封筒, 督促状・催告書用封筒2件=420千円 ○オープンガーデンパンフレット@15千円×10件=150千円 ○ごみハンドブック100千円×7社+50千円×6社=1,000千円					4,000	5,575	
	22年度	◆【広告掲載】 ○広報あしや @50,000円×32件=1,600千円 ○ホームページ @15,000×135件=2,025千円 ○シティグラフ @300×203冊=61千円 ○芦屋の四季70選 @1,000×335冊=335千円 ○納税通知書用封筒, 督促状・催告 2件564千円 ○オープンガーデンパンフレット @15,000円×10件=150千円 ○美術博物館広告収入額 @15,000円×1件=15千円					4,000	4,750	
	23年度	◆【広告掲載】 ○広報あしや @50,000円×33件+100,000円×2件=1,850千円 ○ホームページ @15,000円×161件=2,415千円 ○シティグラフ (頒布) @300円×559冊=168千円 ○シティグラフ (広告) @200,000円×5件=1,000千円 ○芦屋の四季70選 @1,000円×171冊=171千円 ○納税通知書用封筒 1件 222千円 ○オープンガーデンパンフレット @15,000円×10件=150千円 ○広告付案内表示装置 200千円 ○ごみハンドブック @100千円×6社+@50千円×6社=900千円					4,000	7,076	
	総括コメント	◆計画額に比べて実績額は上回った。 ◆景気の悪化により広告掲載の件数が減り, 例年並みの収入確保が困難になっており, 広告掲載の件数増加に向けた取組が課題となっている。また, 各課で他に広告収入の対象となるものの掘り起こしが必要となるが, 広告媒体としてふさわしいかどうか当初に充分検討する必要がある。 ◆庁舎の建物の外壁については景観条例もあり広告掲示は不可能だが, 兵庫県庁のエレベータ内のように内部の壁面を利用した掲示広告ができないか検討する必要がある。 ◆安定した広告収入を確保するための新しい方策を検討する必要がある。					5年間合計	19,660	
新行革への引継ぎ状況等	◆計画額を達成しているが, 引き続き広告媒体の掘り起こしが必要ため次期項目に引き継いでいる。【新行革項目】実施計画12: 広告収入の拡大								

有料施設の利用の促進

所 管 課	関係部署	計	画	実	績	達	成	度	
取組の説明		◇有料施設の利用を促進し, 使用料収入の増加を図る。							
【実施状況等】									
16	19年度	◆美術博物館は, 団体, グループの利用を促進し利用客が増加した。今後も団体利用を促進し, 減免の見直しも併せて検討する。					◎	—	B
	20年度	◆美術博物館は, H19年度に比較して利用客が増加した。電鉄会社とのタイアップ, 県のもだんループバスにより集客努力をした。					◎	◎	
	21年度	◆美術博物館は, 初めての試みとして市民コレクションの展示, 市民ギャラリーを開催し, また, 震災15周年に因んだ展示を行い入館者増加に努めた。					◎	◎	
	22年度	◆美術博物館と谷崎潤一郎記念館, 両館入館者への入館料の割引を行った。 ◆各施設とも総じて入館者が減少している。(中には空調, 改修工事等の影響による入館者の一時的減少と見られる施設もある。)					◎	◎	
	23年度	◆【上宮川文化センター】19~23年度の平均入館者, 平均収入額 32,103人, 2,870千円(一般貸室利用者) H19とH23年度比較(一般貸室利用者) 入館者7.6%増, 使用料20.5%の増収 ◆【打出教育文化センター】近隣の会社等が, 貸室を利用して会議を実施したことにより, 利用数は増加した。有料貸室割合が, 前年度40%から48%に増加した。					◎	◎	
	総括コメント	◆H18年度とH23年度の比較でみると, 市民センターはH23年度で使用件数 14,457件 使用料収入 54,439千円で, 件数5.3%減, 収入2.7%の減。美術博物館はH23年度で有料入場者数 8,398人 入場料収入 2,268千円, 入場者119.7%増, 収入80.1%増。上宮川文化センター(貸室)はH23年度で利用者 33,162人 使用料収入 3,168千円で, 利用者16.2%増, 収入29.5%の増となっている。 ◆稼働率の低い部分は, 利用者のニーズに応じた設備等の改修を図り, 均衡を考えながら条例改正により料金改定の検討も必要である。 ◆課題として, 谷崎潤一郎記念館, 美術博物館, 市民センターなどの市所有各施設, 民間文化施設などとタイアップして集客効果が生まれるような, 更なる工夫が必要である。					5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆有料施設の利用促進を図る必要があることから, 次期項目に引き継いでいる。【新行革項目】実施計画4: 収益性の高いイベント, 企業とのタイアップ企画, 施設利用率向上の観点からの広報・ホームページでの宣伝のあり方								

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

8 市税・使用料等の滞納・未収対策

未収金対策マニュアルの整備

所 管 課 行政経営課

取組の説明 ◇督促、催告、滞納処分等についてのマニュアルを整備する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆債権管理取扱指針をH19年10月に作成し、職員研修を実施した。	策定		策定				A
20年度	◆芦屋市債権管理に関する条例を3月制定し、制定に伴い債権管理取扱指針を改訂した。収税課職員を講師として研修会を開催した。			整備済み				
21年度	◆19年10月に債権管理取扱指針を策定した。	◎		整備済み				
22年度	◆19年10月に債権管理取扱指針を策定した。指針を改訂した。			整備済み				
23年度	◆19年10月に債権管理取扱指針を策定した。指針を改訂した。			整備済み				
総括コメント	◆19年度に事務取扱指針を作成し、20年度に債権管理条例を策定し、21年度に徴収見込みのない債権を一定整理して権利放棄した。 ◆指針は、実務に即するよう絶えず見直しが必要である。以降、滞納処分できる公債権同士の情報共有化、一元化を進めるためH23年4月から債権管理課を発足させた。 ◆研修により徴収技術の向上を図る必要がある。また、業務委託、派遣の積極的な活用、連帯保証人制度の検討も必要である。	5年間合計						

新行革への
 引継ぎ状況等 ◆行革項目として達成したが、引き続き未収債権の圧縮に努めるよう、職員の徴収技術の向上のため私債権の徴収強化として次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画13：私債権の徴収の強化 連帯保証人及び保証人への徴収

未納・滞納者への民間事業者等による電話催告の導入

所 管 課 収税課 関係部署

取組の説明 ◇改善効果を測定のうえ、対象範囲を検討し導入する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
19年度	◆【収税課】H19年11月、12月の2か月間、派遣労働者による電話催告事務等を実施した。対象は現年度滞納20万円以下とした。 ○徴収額3,790千円-482千円(委託料)=3,308千円	検討		3,308				S
20年度	◆【収税課】H20年6月から10か月間、派遣労働者による電話催告事務等を実施した。対象は、現年度滞納50万円以下とした。 ○徴収額15,751千円-2,611千円(委託料)=13,140千円(派遣による効果額)	検討		13,140				
21年度	◆【収税課】H21年4月から1年間、派遣による電話催告事務等を実施。対象は、現年度分及び滞納繰越初年度分の滞納額50万円以下 ○徴収額17,743千円-3,014千円(委託料)=14,729千円(効果額) ◆【住宅課】19年度から引き続き住宅家賃の徴収を委託したことにより、現年度の徴収率が向上した。	◎		14,729				
22年度	◆【収税課】H22年4月から1年間、派遣による電話催告事務等を実施。(対象は現年度分及び滞納繰越初年度分の滞納額50万円以下) ○徴収額16,953千円-3,096千円(委託料)=13,857千円 ◆【住宅課】H19年度から引き続き住宅家賃の徴収を委託したことにより、現年度の徴収率が向上した。	ー		13,857				
23年度	◆【収税課】 臨時的任用職員が徴収事務補助業務の一部として電話催告を実施(対象は現年度分及び滞納繰越初年度分の滞納額50万円以下) ○徴収額11,326千円-1,542千円(賃金)=[9,784千円] ◆【住宅課】H19年度から引き続き住宅家賃の徴収を委託したことにより、現年度の徴収率が向上した。 ◆【保険医療助成課】平成23年度から、訪問・電話催告の業務を委託したことにより、現年度分・滞納繰越分ともに徴収率が向上した。	ー		9,784				
総括コメント	◆収税課の電話催告は想定した以上に効果があった。また、住宅課では家賃の徴収委託により現年度分の徴収率が向上した。全体として少額で件数の多いものは効果が見込まれる。 ◆収税課の派遣によるノウハウについて、H23年度から臨時的任用職員に引き継ぎ実施している。現年度の少額滞納に対する電話による納付催告に効果があった。 ◆保険医療助成課の訪問・電話催告の業務を委託したことにより、委託前と比較して現年度分・滞納繰越分ともに徴収率が向上した。	5年間合計						

新行革への
 引継ぎ状況等 ◆行革項目としてほぼ達成しているため、次期項目には引き継がない。引き続き導入可能なところは実施していく。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

インターネット公売の実施				
所 管 課	収税課 関係部署			
取組の説明 ◇差押不動産や動産をインターネット上で公売する。				
19	【実施状況等】	計	画実績達成度	
	19年度	◆【収税課】不動産及び動産をインターネット上で4回実施した。 売却額3,943千円（不動産3,167千円＋動産776千円）－公売手数料118千円＝3,825千円	◎	3,825
	20年度	◆【収税課】不動産及び動産公売をインターネット上で5回実施した。 不動産売却による充当額2,175千円（滞納処分費控除後）＋動産売却による充当額1,886千円（動産1,953千円－動産に係る滞納処分費67千円）＝4,061千円（市税等への充当額）	◎	4,061
	21年度	◆【収税課】不動産及び動産公売をインターネット上で4回実施した。 動産売却による市税等への充当額827千円（動産853千円－動産に係る滞納処分費26千円）	◎	827
	22年度	◆【収税課】インターネット公売を2回実施した。（不動産1回、自動車1回） ○自動車公売による市税等への充当額〔485千円〕（自動車501千円－自動車に係る滞納処分費16千円） ◆【管財・検査課】水槽付消防ポンプ自動車等についてインターネットオークションを実施した。 ○落札予定額759千円、落札額〔4,123千円〕	◎	4,608
	23年度	◆【収税課】インターネット公売を1回（不動産）実施したが不調に終わった。 ◆【用地管財課】スクーター等についてインターネットオークションを実施した。 ○落札予定額 9千円、落札額〔190千円〕	◎	190
	総括コメント	◆H17年度から実施しているネット公売をH19年度からH23年度の間に22回（不動産7回、動産15回）行っており、市民の間にも収税課が差押物件の公売を実施しているという情報が広報あしや、芦屋市ホームページ、新聞等のマスコミ報道等により浸透し、収税の確保のみでなく滞納に対する抑止効果もあった。	5年間合計	13,511
新行革への引継ぎ状況等	◆インターネット公売は、収税課はじめ用地管財課でも実施し、成果が上った。次期項目には引き継がないが、取組は継続する。			

9 行政サービスの見直し

市営住宅整備計画の策定				
所 管 課	住宅課			
取組の説明 ◇市営住宅等ストック総合活用計画を策定し、統廃合等の見直しを行う。				
20	【実施状況等】	計	画実績達成度	
	19年度	◆住宅マスタープランを策定した。住宅マスタープランに基づき市営住宅ストック総合計画をH20年度に策定する。	検討	－
	20年度	◆市営住宅ストック総合活用計画策定のため、専門部会（課長級）を4回、策定委員会（部長級）を2回開催した。	策定	検討
	21年度	◆計画的な修繕、改善、建替え等による住宅ストックの長寿命化を目的に市営住宅等ストック総合活用計画を策定した。 ◆専門部会（課長級）、策定委員会（部長級）を各2回開催した。	◎	策定
	22年度	◆建替え及び用途廃止住宅については募集停止とし、H23年度の地元説明会の準備（市営住宅等ストック総合活用計画の概要の作成等）及び建替住宅の基本設計作成に向けて調査、研究を行った。		策定済み
	23年度	◆策定した計画に基づき、移転補償等に関する要綱制定、地元説明会等の開催、仮移転先の決定、用途廃止の周知を行った。		策定済み
	総括コメント	◆市営住宅整備計画は平成21年度に策定した。 ◆今後、建替え及び用途廃止の住宅入居者への説明を次年度以降に順次実施する予定である。前期住替え予定者は、H22年11月末現在214世帯で、移転折衝、住替え及び仮移転先住居の確保が課題である。	5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆整備計画に基づき計画的に建替えを進めていくため、次期項目には引き継がない。			

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

21			
【実施状況等】			
計	画	実	績達成度
21 ハートフル福祉公社のあり方を含めた見直し 所 管 課 高年福祉課 取組の説明 ◇ハートフル福祉公社の運営の合理化を図る。			
19年度	◆新公益法人制度の移行に備えて情報収集に努めた。福祉公社事業のあり方について、引き続き検討し、運営の合理化を図る。	実施	—
20年度	◆新公益法人制度の移行に備えて情報収集に努め、新会計・財務システムに対応できる基盤を作った。また、福祉公社事業のあり方について、引き続き検討し、運営の合理化を図った。	◎	◎
21年度	◆新公益法人制度の移行に備えて、引き続き公益認定の動向の情報収集（特に介護保険事業の公益認定の動向）に努めた。	◎	◎
22年度	◆新公益法人制度の移行に備えて、引き続き公益認定の動向の情報収集（特に介護保険事業の公益認定の動向）に努めた。	◎	◎
23年度	◆新公益法人制度の移行に向けて県と協議を実施。介護保険事業における公益性についてさらに情報収集に努めた。その結果、調布市、船橋市、寝屋川市が公益認定申請を行っている。(H24年4月にいずれも認可されている。) ◆会計システムについては公益法人20年基準システムを導入済み。	◎	◎
総括コメント	◆新公益法人制度の情報収集に力点を置いたが、県と協議中であり、申請までには至っていない。申請に向けて、県との協議はもちろんのこと、定款の作成や新法人の役員選定など速やかに事務を進め、理事会の承認を得る必要がある。 ◆H25年11月30日までに公益法人に移行する必要がある。	5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆公益法人への移行手続を進めているところであり、次期項目には引き継がない。		
22			
【実施状況等】			
計	画	実	績達成度
22 単独扶助の見直し 所 管 課 関係部署 取組の説明 ◇市単独扶助について、阪神間の水準、社会情勢等の観点から検証し、必要な見直しを行う。			
19年度	◆国・県基準を原則とした見直しを、継続して検討する。	検討	—
20年度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－特定健康診査・特定保健指導費用22,355千円＝38,055千円	検討	38,055
21年度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－H21特定健康診査等費用15,373千円＝45,037千円	検討	45,037
22年度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 ○H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－H22特定健康診査等費用26,405千円＝34,005千円	検討	34,005
23年度	◆保険料の年金所得について、本市独自の軽減制度を廃止した。 ○H19所得割軽減額（国保一般会計繰入金）60,410千円－H23特定健康診査等費用23,716千円＝36,694千円	—	36,694
総括コメント	◆国民健康保険料について本市独自の制度を見直したため、金額的には効果額を生み出しているが、他の扶助についても見直し・検討が必要である。	5年間合計	
			153,791
新行革への引継ぎ状況等	◆次期行革項目としては引き継がないが、必要な見直しは適宜行う。		

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

ワンストップサービスの充実				
所 管 課	行政経営課 関係部署			
取組の説明	◇窓口アンケートなどを参考に、よりよいサービスの提供方法について検討する。各種相談機能の統合によるワンストップ化と機能強化などを検討する。			
【実施状況等】	計	画実	績達成度	
19年度	◆ 保健福祉部では、芦屋市保健福祉センター開設に向けて各種相談事業の集約を検討した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	-	C
20年度	◆ 市民課窓口業務委託を実施した。保健福祉部では、芦屋市福祉センター構想に基づき、総合相談事業を検討した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	◎	
21年度	◆ 保健福祉部では、芦屋市保健福祉センター開設に向けて各種相談事業の集約を検討した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	◎	
22年度	◆ 芦屋市保健福祉センターでは相談事業の窓口を集約した。引き続き窓口サービスのあり方を検討する。	◎	◎	
23年度	◆ 窓口サービスの一環として窓口アンケートの導入を検討し、H24年4月から実施した。	◎	◎	
総括コメント	◆ 年金事務を市民課内に移し、税証明についても一部市民課で実施した。市民課において受付、交付業務を委託した。 ◆ 今後は、窓口サービスを市民目線に立った、分かりやすい便利なものへと改善を図り、質的な向上を図っていく必要がある。また、窓口業務については、常にマニュアルの見直し、研修が必要である。		5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆ ワンストップサービスの充実という項目では次期へ引き継がないが、市民サービスの向上を図るため窓口サービスのあり方を検討する。			

クレジットカード決済等の多様な納付手段の導入				
所 管 課	行政経営課 関係部署			
取組の説明	◇クレジットカード、コンビニエンスストア収納等納付手段の多様化に対応する。			
【実施状況等】	計	画実	績達成度	
19年度	◆ クレジットカード・コンビニ納付の先進市の事例を研究し、手数料に対し費用効果も含めて検討する。	検討	-	D
20年度	◆ クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	検討	一部実施	
21年度	◆ クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	実施	一部実施	
22年度	◆ クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	-	一部実施	
23年度	◆ クレジット・コンビニ収納検討委員会を開催した。(H20年度をもって実施済) ○市立芦屋病院はH21年1月にクレジットカード決済導入済み。 ○税、保険料、各種使用料などは当面はシステム改修費が多額になるため、導入は行わない。	-	一部実施	
総括コメント	◆ 病院ではクレジットカード決済を導入したが、他の収納については、手数料が依然として高いこと、システム改修費用が高額になることから、導入を見送った。 ◆ 地方財政調査会の調べ(H22年10月)によると、182市のうち、コンビニ収納114(67%)、クレジット34(20%)、ペイジー8(5%)、何もしていない53(31%)であり、今後収納チャンネルを増やすため、住民情報システムの入替えのタイミングに合わせて、コンビニ収納やマルチペイメントについて検討していく。		5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆ コンビニ収納を、住民情報システムの入替えに合わせて導入を検討する。併せてマルチペイメントについても検討する。【新行革項目】実施計画42：コンビニ収納の導入			

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

インターネット予約の実施				
所 管 課	行政経営課 関係部署			
取組の説明	◇H19年6月からインターネット図書予約システムを稼働した。既存の電子申請システムの利用を促進するとともに、その他の手続きについても検討する。			
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度	
19 年 度	◆【図書館】図書予約45,851件のうち、インターネット予約21,139件 約46.1% 利用促進のため、簡易申請システムの利用を検討する。	◎	-	A
20 年 度	◆【図書館】H20年度予約件数 総数：73,993件（うちネット予約件数：35,505件、約48%） ◆【スポーツ施設（体育館、中央公園など）】H20年度予約件数 総数27,447件（うちネット予約件数：9,398件、34.24%）前年度比109.29% H20年8月からあしやふるさと寄附金の電子申請を開始した。	◎	◎	
21 年 度	◆【図書館】21年6月から在架予約を開始し、図書予約システムを充実させた。予約処理件数は、21年度：99,459件のうちネット予約件数61,347件（61.68%） ◆【文化スポーツ施設（市民センター、体育館、中央公園など）】21年度総予約件数29,978件のうちネット予約件数8,162件（27.23%）21年度ふるさと寄附金申請43件のうちネット申請6件	◎	◎	
22 年 度	◆【図書館】H22年度も予約処理件数が増加した。予約処理件数は、H22年度：115,280件のうちネット予約件数78,067件（67.72%） ◆【文化スポーツ施設（市民センター、体育館、中央公園など）】H22年度総予約件数25,978件のうちネット予約件数8,938件（34.40%） ◆【福祉センター】施設利用登録団体数(91団体)、予約件数1,130件（うち、ネット予約21件）※事業開始日：H22年7月20日	◎	◎	
23 年 度	◆【図書館】H23年度も予約処理件数が増加した。予約処理件数はH23年度：129,532件のうちネット予約件数90,723件（70.04%） ◆【文化スポーツ施設（市民センター、体育館、中央公園など）】H23年度予約件数25,134件のうちネット予約件数9,186件（36.54%） ◆【福祉センター】施設利用登録団体数(136団体)、予約件数1,649件（うち、ネット予約96件） ◆【潮芦屋交流センター】施設利用者登録件数（656件）、利用者件数4,577件（うち、ネット予約1,472件）※事業開始日：H23年6月2日	◎	◎	
総 括 コ メ ン ト	◆図書館、スポーツ施設及び市民センターにおける既存の施設予約システムとともに、新たに建設した施設（福祉センター及び潮芦屋交流センター）へのインターネット施設予約導入など、一定水準でのサービス提供はできた。 ◆今後は更に利用者が増加するよう周知をしていくとともに、システム老朽化への対応に併せてより利用しやすいものにしていく必要がある。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆インターネット予約はH19年に比べて増加した。一定効果が見られたため次期項目には引き継がないが、引き続き利便性の高いものにしていく必要がある。			

10 環境負荷の低減

市庁舎等へのESCO導入の検討				
所 管 課	用地管財課 関係部署			
取組の説明	◇ESCO：民間資金で省エネ設備機器を導入し、省エネ効果額を対価として複数年で支払うもの			
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度	
19 年 度	◆本庁舎へのESCO導入の可能性を検討した。引き続き施設整備計画の中で検討していく。 市民センターは、改修に合わせ導入を調査したが、調査の結果、補助金を対象としたESCO手法の導入はできない。	検討	-	E
20 年 度	◆本庁舎へのESCO導入の可能性を検討した。引き続き施設整備計画の中で検討していく。 ◆市民センターは、改修に合わせ導入を調査したが、調査の結果、効果が見込めず、補助金を対象としたESCO手法の導入を見送った。	検討	検討	
21 年 度	◆本庁舎へのESCO導入の可能性を検討した。引き続き施設整備計画の中で検討していく。	検討	検討	
22 年 度	◆本庁舎の熱源機器、中央監視装置の更新については、当面、現状のまま使用しつつ、技術的な見極めを行うこととした。 ◆市民センター・下水処理場・環境処理センターについては、検討の結果、効果が無い等の理由で導入しない旨の結論を出した。（～H20年度）	-	検討	
23 年 度	◆本庁舎の熱源機器及び中央監視装置の更新については、現状を維持しつつH25年度に改修を目指す。	-	検討	
総 括 コ メ ン ト	◆庁舎全体の省エネ化に向けて、空調時発電ができる機器の採用や照明のLEDやHF器具への更新時期にも来ていることから、保全計画に併せて計画していく事が重要である。 ◆市民センターはESCO導入の効果が無いとの結論が出ている。 ◆下水処理場、環境処理センターについては、設備の特殊性などから導入できないと判断している。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ESCO事業は規模と利用形態で導入に制約があるが、新築や大規模改修の際には導入を視野に入れて進めていく。			

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

可燃ごみの有料化の検討						
所 管 課 環境処理センター						
取 組 の 説 明 ◇ごみの減量化を目的に可燃ごみの有料化を検討する。						
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度			
27	19 年 度	◆ 近隣各市の有料化に合わせ実施を検討していく。	検討	—	E	
	20 年 度	◆ 6月と10月に阪神間各市の動向を調査した。引き続き実施を検討していく。	検討	検討		
	21 年 度	◆ 4月と7月に阪神間各市の動向を調査したが、可燃ごみは有料化されていない状況である。引き続き実施を検討していく。	検討	検討		
	22 年 度	◆ 5月に阪神間各市の動向を調査したが、可燃ごみは有料化されていない状況である。	—	検討		
	23 年 度	◆ 5月に阪神間各市の動向を調査したが、可燃ごみは有料化されていない状況である。	—	検討		
	総 括 コ メ ン ト	◆ 『H21年度兵庫県的一般廃棄物処理 (H23年5月兵庫県発行) 』にH22年3月現在の兵庫県下41市町のうち、16市町が可燃ごみの有料化を実施しているが、現在、阪神間各市では実施していない。 ◆ ごみ減量化が進んでいる折から、現在のところ、有料化は難しい。	5 年 間 合 計			
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 有料化の目的である、ごみの減量化が進んでいるところから現在のところ有料化は難しいが、近隣他市に有料化の動きがあれば、越境ごみの問題もあるので検討が必要と考える。				
ごみの減量化、資源ごみ分別、再資源化の徹底						
所 管 課 環境処理センター						
取 組 の 説 明 ◇広報などを活用し、啓発を行う。						
【 実 施 状 況 等 】			計 画 実 績 達 成 度			
28	19 年 度	◆ 毎年6月発行の「広報あしや環境特集号」やH20年3月作成の「芦屋市家庭ごみハンドブック」を全世帯に配布し、啓発した。レジ袋を削減するため、コープこうべとH19年5月31日に協定を締結し、積極的に啓発に取り組んだ。	◎	—	B	
	20 年 度	◆ 6月に『広報あしや環境特集号』を全世帯に配布し、啓発した。レジ袋の削減のため、コープこうべと協定を締結し、協働して啓発活動に取り組んだ。	◎	◎		
	21 年 度	◆ 6月に「広報あしや環境特集号」を全世帯に配布し、啓発した。芦屋市商工会と連携してフリーマーケットを2回開催した。コープこうべとレジ袋削減の協定を締結した。	◎	◎		
	22 年 度	◆ H22年3月作成の「芦屋市家庭ごみハンドブック」、毎年6月発行の「広報あしや環境特集号」を全世帯に配布し、啓発した。 ◆ 芦屋市商工会と連携してフリーマーケットを開催した。 ◆ コープこうべとレジ袋削減の協定を締結しており、芦屋市消費者協会と共催し、マイバッグ持参運動を実施した。	◎	◎		
	23 年 度	◆ H24年3月作成の「芦屋市家庭ごみハンドブック」及び毎年6月発行の「広報あしや環境特集号」を各戸配布し、啓発した。 ◆ 芦屋市商工会と連携してフリーマーケットを開催した。 ◆ コープこうべとレジ袋削減の協定を締結しており、芦屋市消費者協会と共催し、マイバッグ持参運動を実施した。 ◆ 条例による再生資源の持ち去り罰則を制定した。	◎	◎		
	総 括 コ メ ン ト	◆ H17年5月策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」でH12年度を基準年度としてH22年度に20%削減する目標を立てていたが、H21年度に20.5%と達成したため、同計画の見直しを行い、H27年度にH12年度を基準としてごみの総排出量を25%削減することを中間目標とする同計画をH24年3月に改訂した。 ◆ レジ袋の削減については、市内の大型店舗への呼び掛けを行うとともに、「マイバッグ持参」運動を継続するなど、ごみ減量化の啓発を推進する。	5 年 間 合 計			
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ レジ袋の削減と「マイバッグ持参」運動に引き続き取り組む。				

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 -：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

11 受益と負担の適正化

使用料・手数料の見直し

所 管 課 関係部署

取組の説明 ◇全ての使用料・手数料について、阪神間の水準、社会情勢、受益者負担の観点から検証し、必要な見直しを行う。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
29	19年度	◆ 近隣他市や、本市の財政状況等を総合的に判断して検討する。	◎	-				D
	20年度	◆ 市庁舎、公の施設の自動販売機使用料はH21年度から徴収することに改めた。公民館講座受講料を21年度より1回300円から400円に改めることにした。 ◆ 他の使用料・手数料は、近隣市や本市財政状況等を総合的に判断して検討する必要がある、昨今の経済情勢から改定を見送った。	◎	◎				
	21年度	◆ 市民サービスの観点から減免していた市庁舎、公の施設の自動販売機使用料は、H21年度から徴収することに改め、219千円の増収となった。 ◆ 公民館講座受講料等を21年度に1回300円から400円に改めたことにより、1,209千円の増収となった。 ◆ 他の使用料・手数料は、近隣市や本市財政状況等を総合的に判断して検討する必要がある、昨今の経済情勢から改定を見送った。	◎		1,428			
	22年度	◆ 【財 政 課】 H22年10月に各課施設における使用料・手数料等を調査した。 ◆ 【道 路 課】 道路占用料について、阪神間道路管理者連絡協議会の占用料専門部会にて条件整備を行い、H23年度改定とH24年度実施を目標にして進めた。 ◆ 【市民センター】 公民館受講料の300円から400円に改訂（H21年度）したことにより、[1,316千円]の増収となった。	◎		1,316			
	23年度	◆ 【市民センター】 公民館受講料を300円から400円に改定（H21年度）したことにより、[1,383千円]の増収となった。 ◆ 【道 路 課】 H23年12月8日付阪神間道路管理者連絡協議会より道路占用料改定の答申により、H24年第1回定例会議において道路占用料の改定を行った。	◎		1,383			
	総 括 コ メ ン ト	◆ H21年度の国による道路占用料改定を参考に阪神間道路管理者連絡協議会で占用料の改定について協議を行い、H23年度に道路占用料を改定した。 ◆ 使用料、手数料については、地方分権推進整備法制定時に内容を各課で精査したので、次期改定にはこの間の状況を考慮することが必要である。阪神間の均衡だけでなく、どれだけのコストがかかっているのか十分に精査する必要がある。	5 年 間 合 計			4,127		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 今後も必要な見直しを行う。【新行革項目】実施計画11：使用料・手数料の見直し							

IV 行政経営システムの改革

12 財政運営・調整機能の強化

公会計制度改革への対応

所 管 課 財政課

取組の説明 ◇国の動向を踏まえながら、公会計制度改革に対応して公会計の整備、資産・債務管理の具体的方策を検討する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
30	19年度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、円滑な移行に向けて新公会計理論の習得及び財務書類の作成に努めた。	◎	◎				A
	20年度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、円滑な移行に向けて新公会計理論の習得及び財務書類の作成に努めた。	検討	検討				
	21年度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、公会計制度の円滑な移行に向けて新公会計理論の習得及び財務書類の作成に努め、普通会計、市全体、連結のH20年度財務4表を公表した。	◎	◎				
	22年度	◆ 県主催の地方公会計改革研修会に参加し、理論の習得及び財務書類の作成に努めるとともに、普通会計、市全体、連結のH21年度財務4表をH23年3月に公表した。 ◆ 資産の段階的整備に向けて、資産台帳整備のための協議を行った。	◎	◎				
	23年度	◆ 普通会計、市全体、連結のH22年度財務4表をH24年3月に公表した。 ◆ 資産の段階的整備に向けて、資産台帳整備のための協議を行った。特に建築物については、公共施設保全計画におけるデータの連携が図られるよう協議を行った。	◎	◎				
	総 括 コ メ ン ト	◆ 総務省改定モデルにより、財務4表を作成し公表した。 ◆ 今後、資産台帳を順次整備し、財務諸表における資産数値を更新していく必要がある。	5 年 間 合 計					
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 財務4表を作成し、公表したので次期項目には引き継がない。							

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

財政指標目標値の設定						
所 管 課	財政課					
取 組 の 説 明	◇市債残高、実質公債費比率等に目標値を設定する。H22年度 市債残高690億円台にする。					
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実	績 達 成 度		
31	19 年 度	◆ 市債残高については、H22年度末690億円台を目標とする。 実質公債費比率については、公債費負担適正化計画に基づいて対応する。	◎	◎	S	
20 年 度	◆ H20年度決算見込みで市債残高794億円、公的資金補償金免除繰上償還額946,244千円 実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に基づき対応する。	◎	◎			
21 年 度	◆ 実質公債費比率等は、公債費負担適正化計画に基づき対応した。 補償金免除の公的資金を11億614万円繰上償還するなど21年度一般会計決算見込みで市債残高743億円に圧縮した。	◎	◎			
22 年 度	◆ 実質公債費比率等は起債時の累許可を要しない18%未満となった。 ◆ 緑化育成事業債の一部を償還するなどH22年度一般会計決算見込みで市債残高679億円にした。	◎	◎			
23 年 度	◆ 補償金免除の公的資金を2,239万1千円繰上償還するなどにより、H23年度末一般会計決算で市債残高636億円に圧縮した。	◎	◎			
	総 括 コ メ ン ト	◆ 借換え抑制や公的資金補償金免除繰上償還などを活用し、H23年度末の一般会計市債残高は、636億円となった。しかし、公債費負担は大きく、早期に改善できるよう積極的な償還に努める。 ◆ この数年間において、市債の満期一括償還が続くため、実質公債費比率の動向を注意しながら償還を行う必要がある。	5 年 間 合 計			
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ H26年度末で市債残高500億円を切るように財政状況を勘案しながら償還していく。【新行革項目】実施計画8：財政健全化への取組				
包括的予算配分システムの定着						
所 管 課	財政課					
取 組 の 説 明	◇H19年度予算編成から実施しており、その手法を検証し定着を図る。					
【 実 施 状 況 等 】	計	画	実	績 達 成 度		
32	19 年 度	◆ 施策目標を掲げる新規事業について、インセンティブ予算を実施した。 ◆ 枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。	◎	◎	A	
20 年 度	◆ 枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆ 『安全・安心で快適な住環境の実現』を目指した予算とした。	◎	◎			
21 年 度	◆ 枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆ 『福祉・医療』及び『教育』に重点を置き、芦屋らしい快適で住みよいまちづくりを目指した予算とした。	◎	◎			
22 年 度	◆ 枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆ 『医療』、『福祉』及び『教育』に重点を置いた予算とした。	◎	◎			
23 年 度	◆ 枠配分予算によって所管課の自主性を尊重した。 ◆ 『健康』、『福祉』及び『教育』に重点を置いた予算編成を行った。	◎	◎			
	総 括 コ メ ン ト	◆ 包括的予算配分システムの導入により、枠配分予算では各部による枠内での柔軟で自主的な事務事業の取捨選択が行われるようになりました。			5 年 間 合 計	
	新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 包括的予算配分は定着したので、次期項目には引き継がない。				

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位 : 千円]

わかりやすい財務情報の提供

所 管 課	財政課			
取組の説明	◇市の財務情報を広報するにあたり、家計に例えるなど、わかりやすい広報に努める。			
【実施状況等】		計	画実	績達成度
19年度	◆市ホームページの「施策・予算・決算」の内容に変更を加えて、①予算編成方針及びスケジュール②道路特定財源③公債費負担適正化計画等の公表を行った。	◎	◎	A
20年度	◆市ホームページの「施策・予算・決算」の内容に変更を加えて、①予算編成方針及びスケジュール②道路特定財源③公債費負担適正化計画等を4月、9月、10月、3月に公表した。 ◆広報紙においては、文字数を減らし、イラストや図表を多用するなど分かりやすい表現に努めた。	◎	◎	
21年度	◆市ホームページのCMSへの移行に伴い、「予算・財政」のページを全面的に見直し、分かりやすい表現となるように工夫した。また、公表内容も財務統計を入れるなど充実させた。 ◆広報紙においては、イラストや図表を多用するなど分かりやすい表現とした。	◎	◎	
22年度	◆市ホームページでは、財務統計の公表を決算審査前に行うとともに、新会計制度による財務諸表や補正予算の概要も、市民に分かりやすく公表した。 ◆広報紙においては、横書き表示するとともにイラストや図表を多用するなど分かりやすい表現とした。	◎	◎	
23年度	◆予算概要の各事業の説明の中に、その財源内訳を表記するように変更し、公表した。 ◆次年度のシステム改修に向けて、わかりやすい財務情報提供のための改修について検討を行った。	◎	◎	
総括コメント	◆市の財務情報をできる限り公表するとともに、家計に例えるなど、分かりやすい広報に努めた。 ◆新たに公表した内容は、予算編成方針、補正予算の概要、決算統計、決算カード、健全化法による財政指標、財務統計、公的資金補償金免除繰上償還制度、新会計制度による財務諸表などである。 ◆引き続き、他市の状況等も研究し、分かりやすい広報に努める。また、今後は、制度改正をはじめ、財政を取り巻く状況は変化していくことが予想され、それらの動向を注視し、本市に関連する情報については、市民に公表していく必要がある。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆更に、分かりやすい情報提供に努める。【新行革項目】実施計画10：分かりやすい財務情報の提供			

13 企画調整・政策立案機能の強化

行政経営情報システムの構築

所 管 課	行政経営課			
取組の説明	◇施策評価システムの構築を行う。			
【実施状況等】		計	画実	績達成度
19年度	◆総合計画実施計画の事務事業調査と事務事業評価がリンクする事務事業管理システムを構築した。	構築	構築	B
20年度	◆事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施。第3次総合計画後期基本計画についての総括を施策評価の方法を模索しながら行った。		◎	
21年度	◆事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施。第3次総合計画後期基本計画についての総括を施策評価の方法を模索しながら行った。	◎	一部構築	
22年度	◆事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施した。 ◆H23年度からスタートする第4次総合計画の施策目標についてスタート時の現状として施策評価を試行する予定		一部構築	
23年度	◆事務事業管理システムを使用して総合計画実施計画の事務事業調査を実施		一部構築	
総括コメント	◆事務事業管理システムの導入、事務事業評価は実施できているが、施策評価の導入については、試行に止まっている。 ◆今後は、総合計画の進行管理として有効な市民意識調査の検討、施策評価方法の確立、市民参加の外部評価の導入が必要である。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆総合計画の進行管理のため次期項目で上げている。【新行革項目】実施計画16：事務事業評価と施策評価の連携			

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

政策立案実行型プロジェクトチームの設置					
所 管 課 行政経営課					
取 組 の 説 明 ◇人材育成の観点から、政策の立案から実行まで行うプロジェクトチームを設置する。					
35	【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度	
	19 年 度	◆ テーマを定めてチームが実施する目的、名称、期間及び業務の内容等を年度内に作成する。	検討	—	D
	20 年 度	◆ 市制70周年記念事業について、事業内容の検討を行った。 ◆ クレジットカード決済について、導入の検討を行った。	設置	一部設置	
	21 年 度	◆ 第4次芦屋市総合計画の策定に当たり、基本計画の素案づくりを行うため、若手職員の参画による職員会議を設置した。	◎	一部設置	
	22 年 度	◆ 横断的な課題（コミュニティバス・社会資本整備総合交付金）等については、プロジェクト化して関係課全体で協議するようにしているが、メンバーが課長中心となり、若手職員で構成するプロジェクトチームの設置まで至っていない。	—	一部設置	
	23 年 度	◆ 若手職員による新行革に対する提案を行った。	—	一部設置	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 第4次総合計画策定では若手職員による職員会議を設置した。 ◆ 他の項目では、「政策立案実行型」での実施はできていない。 ◆ 関係課で協議しながら、政策立案型よりも研究に近いものから始める必要がある。 ◆ 今後も、リーダーシップを発揮する人材を育成する観点からプロジェクトチームの設置は必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 次期は要綱を制定し、トップダウン方式とボトムアップ方式のプロジェクトチーム設置を検討する。【新行革項目】実施計画31：政策立案型プロジェクトチームの設置				

14 庁内マネジメントの見直し

職務権限規程の簡素化					
所 管 課 行政経営課					
取 組 の 説 明 ◇権限事項の項目を整理、統合し、権限を見直す。					
36	【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度	
	19 年 度	◆ 文書管理システムの導入や財務会計システムの再構築に伴い職務権限を見直した。引き続き、職務権限の移譲範囲の拡大を検討する。	◎	—	C
	20 年 度	◆ 職務権限規程を見直した。引き続き移譲範囲の拡大を検討する。	◎	◎	
	21 年 度	◆ 職務権限規程の簡素化を図るため、共通権限と各課の権限が重複するものなどを整理した。	◎	◎	
	22 年 度	◆ 前年度整理した職務権限規程を改正する訓令を制定した。	◎	◎	
	23 年 度	◆ 組織改正による見直しと併せて、整理が必要な部分の改正を行った。	◎	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 職務権限規程は、H21年度に一定簡素化したが、依然として他市に比べて煩雑な規定である。更なる簡素化が必要である。 ◆ 今後は、簡素化されていない課について、継続して見直す必要がある。 ◆ また、第4次芦屋市総合計画の策定により、事務分掌規程の見直しが必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 一部権限を簡素化したが、更に事務の効率化、意思決定の迅速化を図るため、次期項目に上げている。【新行革項目】実施計画23：職務権限規定の見直し				

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

部長職のマネジメント強化				
所 管 課	人事課			
取 組 の 説 明	◇部内の予算配分・人事配置などの権限を付与し運用を見直す。			
【 実 施 状 況 等 】	計	画 実	績 達 成 度	
19 年 度	◆ 包括的予算配分を実施することと併せて人事・組織などについても、施策や事務事業への迅速な展開を図るため、部長職の権限の拡大を検討していく。	◎	—	D
20 年 度	◆ 包括的予算配分は既の実施しており、人事・組織などについては、組織全体の均衡から例年人事ヒアリングの結果を踏まえ、総務部長が他の所管部長と協議し、実施している。今後とも、マネジメント強化は様々な角度より検討していく。	◎	◎	
21 年 度	◆ 包括的予算配分は既の実施しており、人事・組織などについては、組織全体の均衡から例年人事ヒアリングの結果を踏まえ、総務部長が他の所管部長と協議し、実施した。	◎	◎	
22 年 度	◆ 予算配分は実施しているが、人事配置はできていない。	◎	◎	
23 年 度	◆ 予算配分は実施しているが、人事配置はできていない。	◎	◎	
総 括 コ メ ン ト	◆ 予算配分は実施しているが、人事配置はできていない。 ◆ 人事権まで部長に委任することで、問題がないのか、公平感、自己申告書の扱いを含めて第三者的に現状のとおり人事課が行う方が望ましいとの意見もあり、検討が必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 予算配分までは実現したが、人事権まで委任することは難しい。次期項目には引き継がない。			

15 公営企業の経営健全化

公営企業会計等の経営健全化計画の策定				
所 管 課	関係部署			
取 組 の 説 明	◇病院、水道、下水道会計の経営健全化計画を策定する。			
【 実 施 状 況 等 】	計	画 実	績 達 成 度	
19 年 度	◆ 【病院会計】 地方独立行政法人化移行に向け事務を進めており、今後、中期目標及び中期計画を策定していく。 ◆ 【水道会計】 阪神水道企業団からの受水量の見直しを行った。H21年度に計画を策定する。 ◆ 【下水道会計】 H21年度に計画を策定する。	◎	—	B
20 年 度	◆ 【病院会計】 地方公営企業法の全部を適用とし、公立病院改革プランを策定した。 ◆ 【水道会計】 H21年度に経営健全化計画を策定する。 ◆ 【下水道会計】 経営健全化計画更新（起債計画に係るもの）	◎	◎	
21 年 度	◆ 【病院会計】 地方公営企業法の全部を適用とし、公立病院改革プランを策定した。 ◆ 【水道会計】 22年度～25年度水道事業財政計画を策定した。 ◆ 【下水道会計】 公的資金補償金免除の繰上償還、起債申請に係る経営健全化計画を策定した。	◎	◎	
22 年 度	◆ 【病院会計】 『市立芦屋病院改革プラン』の実施状況を踏まえ『市立芦屋病院改革プラン(第2版)』を策定した。 ◆ 【水道会計】 芦屋市水道ビジョン策定作業（～H23年12月） ◆ 【下水道会計】 公的資金補償金免除の繰上償還、起債申請に係る経営健全化計画を策定した。	◎	◎	
23 年 度	◆ 【病院会計】 H23年12月「市立芦屋病院改革プラン（第2版）」の実施状況を踏まえ、実績等を修正した。 ◆ 【水道会計】 給水人口増加に伴う水道事業変更認可を行った（H24年3月）。 ◆ 【下水道会計】 公的資金補償金免除の繰上償還に係る公営企業健全化計画の実績報告書（フォローアップ用計画）の策定をした。また「芦屋市下水道中期ビジョン」を策定した。	◎	◎	
総 括 コ メ ン ト	◆ 【芦屋病院】 H21年3月『市立芦屋病院改革プラン』、H22年7月『市立芦屋病院改革プラン（第2版）』を策定、H23年12月に実績等を修正した。 ◆ 【水道会計】 財政計画（H22年度～H25年度）、芦屋市水道ビジョンの策定を行い、給水人口増加に伴う水道事業認可変更を行った。また、阪神水道企業団の受水量の見直しを行い、受水費の軽減を行った。 ◆ 【下水道会計】 経営健全化計画は予定どおり策定済み。また、H23年12月に「芦屋市下水道中期ビジョン」を策定した。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 公営企業の経営健全化計画を策定したので、次期項目には引き継がない。			

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位 : 千円]

16 都市経営の観点からの取組

芦屋の魅力の情報発信

所 管 課 行政経営課

取組の説明 ◇ 『芦屋の魅力』をPRする。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
39	19年度	◆ ホームページに芦屋魅力のポータルページを作り、オープンガーデン、3大まつり、まち並みの保存、アシボンの紹介等の構成すべき内容及びPRの方法を検討する。	検討		—			B
	20年度	◆ 『ひょうごロケ支援Net』に参画し情報収集・情報交換を実施した。阪神なんば線の開通に伴い、主要駅に芦屋のPR冊子を配布した。	検討		検討			
	21年度	◆ 県内での映像制作を誘致・支援することを目的に創設されたネットワーク『ひょうごロケ支援Net』に参加し、情報収集・情報交換を実施した。 ◆ 市ホームページをリニューアルすることで発信力を高めた。	実施		実施			
	22年度	◆ EO光チャンネルの『街角トレジャーハンター』へ市長自らが出演し、芦屋の魅力を発信した。 ◆ 市制70周年記念事業では、芦屋市のこれまでの歩みについてのビデオを制作し、写真集『芦屋の四季70選』や『芦屋市市民便利帳2010』を発行した。 ◆ 郵便局と共同で芦屋市の魅力ある風景の記念切手を作成した。 ◆ 市制施行70周年や国際文化住宅都市についての記事を、『市政』、『新都市』等に掲載してPRに努めた。 ◆ 県内での映像制作を誘致・支援することを目的に創設されたネットワーク『ひょうごロケ支援Net』に参加し、情報収集・情報交換を実施した。	—		実施			
	23年度	◆ ケーブルテレビでの発信 ◆ 「芦屋川の文化的景観」を市文化財に指定した。	—		実施			
	総括コメント	◆ 市内・市外・各自治体に向け、芦屋のこれまでの歴史を紹介したり、現在の魅力ある風景を紹介した。 ◆ 従来から芦屋の魅力である景観を重視してきたが、今後は、都市ブランドがさらに向上するような取組が必要である。 ◆ 特定の所管課だけPRするのではなく、各課で常に芦屋市の魅力を考え、それを発信していくことが必要である。	5年間合計					

新行革への引継ぎ状況等

◆ 次期行革項目には引き継がないが、普段から魅力の発信に取り組むことが必要である。

17 分かりやすい広報と親切・丁寧・迅速な広報システム

市民にわかりやすい広報紙・HP

所 管 課 広報課

取組の説明 ◇ 市民モニターによる意見を反映し、わかりやすい広報に努める。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
40	19年度	◆ 広報市民モニターから出された意見を広報原稿に反映した。 ◆ ホームページのトップページの変更により、アクセスしやすくした。	検討		—			B
	20年度	◆ ホームページのトップページをリニューアルするとともに、市民モニターアンケート結果を公表した。	実施		実施			
	21年度	◆ 広報あしやを市民モニターアンケートにより分かりやすい紙面構成に努めた。ホームページの掲載を即時に更新することや、利用のしやすさと市民への情報提供を速やかに行うため、CMSを導入した。	◎		実施			
	22年度	◆ 広報市民モニターから出された意見を参考に撮影場所が分かるイラストマップを掲載する等の紙面校正を行った。 ◆ H22年2月にCMSを導入し、8月にはホームページに関するアンケートを実施した。 ◆ 職員を対象に初級者研修(6月)、中・上級者研修(12月)を行った。	◎		実施			
	23年度	◆ 8月にホームページに関するアンケートを実施した。 ◆ 職員を対象にCMS研修を2回実施した。(6月に初級者研修、10月に中・上級者研修)	◎		実施			
	総括コメント	◆ 広報市民モニターからのアンケートによる紙面構成や広報誌発行の回数や時期については予定どおり実施した。 ◆ 多数の職員がCMSの操作を容易にできるようにするための方策(研修等)を検討する必要がある。 ◆ 広報市民モニターからのアンケートについては、4年連続で実施し、一定の効果が出たと判断したため、H23年度は実施しなかった。広報市民モニターのアンケートをいつまで実施するかを検討する必要がある。	5年間合計					

新行革への引継ぎ状況等

◆ 市民に分かりやすい広報に努めたが、今後は広報紙やホームページも含めて「分かりやすい情報発信」として引き継ぐ。【新行革項目】実施計画44：分かりやすい情報発信

S：計画以上 D：一部実施又は実施したが
 A：計画どおり 効果が見られない
 B：ほぼ計画どおり E：検討後実施見送り
 C：実施したが効果が低い F：検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎：適宜、取組の見直しが必要なもの
 ー：効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

積極的な情報公開・情報提供の取組					
所 管 課	文書行政課 関係部署				
取 組 の 説 明	◇情報提供指針に基づき情報公開・情報提供を行う。				
【 実 施 状 況 等 】		計	画 実 績 達 成 度		
41	19 年 度	◆ 行政情報コーナーの書架を増設し、附属機関等の会議録等を配架し、行政情報コーナーの充実を図った。	◎	ー	B
	20 年 度	◆ 行政情報コーナー利用者アンケートを実施し、アンケートに基づき新たに入札状況等を配架した。配架文書一覧の作成を開始した。	◎	◎	
	21 年 度	◆ 個人情報保護研修と併せて情報公開の内容を加えて研修を実施した。H20年度に引き続き行政情報コーナー利用者アンケートを実施した。	◎	◎	
	22 年 度	◆ 個人情報保護制度と併せて情報公開制度について職員研修を実施した。内容を一部変更し、昨年度に引き続き行政情報コーナー利用者アンケートを実施し、要望に基づき新たな資料を配架した。	◎	◎	
	23 年 度	◆ 公文書公開については、請求段階で聴き取りを丁寧に行うことにより、適切かつ速やかな公開につなげた。 ◆ 個人情報保護については、職員研修や個別の指導を通じて、職員の知識向上を図った。 ◆ 行政情報コーナーは、利用者アンケートの要望に基づき新たな資料を配架するとともに、阪神淡路大震災関連資料の整理と目録を作成した。	◎	◎	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 行政情報コーナーについては、可能な限り市民の要望を実現した。 ◆ 研修を通じて、情報公開制度について職員に周知した。 ◆ 積極的かつ適時に情報提供していく意識の向上を図り、各課におけるホームページや広報紙、行政情報コーナーのより有効的な活用方法を検討していく必要がある。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 情報公開制度の適切な運用と市政に関する積極的な情報提供を次期項目に引き継ぐ。【新行革項目】実施計画43：適切な情報公開の徹底 実施計画44：分かりやすい情報発信				
市民の声データベースの構築と活用					
所 管 課	お困りです課				
取 組 の 説 明	◇お困りです課に寄せられた市民の声をデータベース化し、市民に情報提供するとともに庁内で活用する				
【 実 施 状 況 等 】		計	画 実 績 達 成 度		
42	19 年 度	◆ H19年度はデータベースの構築のあり方を検討した。 ◆ H20年度の構築に向けてデータ整備を図る。	検討	ー	C
	20 年 度	◆ お困りです課に寄せられた市民の声をデータベース化し、ホームページに掲載した。	構築	構築	
	21 年 度	◆ H20年1月に寄せられた市民の声をデータベース化し、ホームページに掲載した。	◎	構築済み	
	22 年 度	◆ お困りです課に寄せられた市民の声をデータベース化し、ホームページに掲載された内容の更新を行った。		構築済み	
	23 年 度	◆ お困りです課に寄せられた市民からの問い合わせ等を関係課に配信し庁内で活用した。		構築済み	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 市民からの苦情・要望・相談等について行政で解決できるものは担当課へ連絡した。 ◆ また、市民の抱えている問題解決の糸口を探す相談窓口として情報収集し提供した。窓口・電話・メール等の相談等を入力することにより、同様の相談等が発生した場合はデータ管理から対処等を検索し迅速に対応することができている。 ◆ 各課で、よくある質問に対する回答について、一定まとめることができたが、担当課によって質問数に差があるので、活用していく上で今後常に更新し、充実させていくことが必要である。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ データベース化を行ったので、次期項目には引き継がない。今後は各課ホームページにある「よくある質問」を充実させていく。				

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

市民ニーズの把握					
所 管 課	行政経営課 関係部署				
取組の説明	◇暮らし・景観やまちづくりなど行政サービスに対する納得度, 政策分野別の関心度などについて, 住民意識調査を実施する。				
【実施状況等】	計	画実	績達成度		
43	19年度	◆第3次総合計画の検証及び第4次総合計画策定のため, 現在の状況を把握するための市民意識調査をH20年度に実施する。	◎	—	B
	20年度	◆第3次総合計画の検証及び第4次総合計画策定のため, 市民意識調査を行った。	◎	◎	
	21年度	◆H20年10月に行った市民意識調査の結果を調査, 分析し, 今後の施策の基礎資料として21年度に公表した。	◎	◎	
	22年度	◆H20年度に実施した市民意識調査を第4次総合計画に盛り込んだ。	◎	◎	
	23年度	◆窓口サービスの一環として窓口アンケートの導入を検討し, H24年4月から実施した。	◎	◎	
	総括コメント	◆総合計画に関するアンケート調査を実施した。 ◆今後は, 総合計画の進行管理として有効な市民意識調査の検討, 全庁的な市民ニーズ把握の実態調査, 各課が知るニーズ情報の庁内共有が必要である。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆これからも必要に応じて適宜, アンケート調査は実施していく。				

18 仕事のやり方の改善

庁議, 管理会議, その他会議運営の見直し					
所 管 課	行政経営課				
取組の説明	◇資料の電子化, ペーパーレスの推進, 会議時間の短縮, 資料の事前配布の徹底など会議運営を見直す。				
【実施状況等】	計	画実	績達成度		
44	19年度	◆庁議の運営効率化と紙資源の減量化を目指し, 資料の電子化をH19年7月から実施した。	910	910	C
	20年度	◆電子会議室を設置し, 部会, 業者選定委員会等各種会議を電子会議室で開催した。	1,220	1,220	
	21年度	◆庁議資料の電子化はもとより, 部会, 業者選定委員会等各種会議を電子会議室で開催するなど資料の節減を図った。効率の良い会議のあり方を検討した。	1,220	1,220	
	22年度	◆電子会議室利用の普及啓発に努め, 資料の電子化に努めた。 ◆決裁の添付書類の更なる電子化を進めるため, H23年度人事異動に併せて庁内LANにより啓発を実施した。	1,220	1,220	
	23年度	◆電子会議室利用の普及啓発に努め, 資料の電子化に努めた。 ◆冊子のようなものでも電子化しての配信に努めた。	1,220	1,220	
	総括コメント	◆ある程度資料の電子化は進んだが, 決裁は依然として紙資料の添付が多く, また意思決定の迅速化が図られていない状況がある。 ◆今後は, 会議資料を事前に電子配布することや, 電子決裁の効率的な使い方を啓発していく必要がある。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆ペーパーレスは推進しているが, 紙使用量は反対に増加しているので, 達成できていない。今後も削減に向けて努力する。【新行革項目】実施計画29: 効率的な会議の運営, 会議のルール化 実施計画7: 紙使用量の抑制				

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

業務標準化の推進					
所 管 課 全部署					
取組の説明 ◇業務手順を標準化・マニュアル化することで効率化を図る。					
45	【実施状況等】	計	画実 績達成度		
	19年度	◆業務手順の標準化が可能な事務を抽出し、マニュアル化を図る。	◎	-	C
	20年度	◆新たに標準化・マニュアル化した報告はなかった。 ◆従来からあるマニュアルについては適宜更新した。	◎	◎	
	21年度	◆指定管理者制度指針を見直した。 ◆従来からあるマニュアルについては、各課において適宜更新した。	◎	◎	
	22年度	◆指定管理者制度指針を見直した。 ◆従来からあるマニュアルについては、各課において適宜更新した。	◎	◎	
	23年度	◆指定管理者制度指針を見直した。 ◆従来からあるマニュアルについては、各課において適宜更新した。	◎	◎	
	総括コメント	◆従来から作成しているマニュアルは適宜更新されているが、新たにマニュアル作成した例が少ない。 ◆今後は、従来からあるマニュアルの更新はもとより、効果的なマニュアル作成を検討しなければならない。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆マニュアルは一部で作成されているが、業務の見直しのため次期項目に引き継いでいる。【新行革項目】実施計画26：業務標準化の推進				
予算執行での節減					
所 管 課 全部署					
取組の説明 ◇経常経費、公共工事等の予算執行の節減を徹底する。					
46	【実施状況等】	計	画実 績達成度		
	19年度	◆見積り合わせ、競争入札、長期契約による節減を図った。	50,000	203,494	A
	20年度	◆見積り合わせ、競争入札、長期継続契約による節減を図った。	50,000	102,950	
	21年度	◆各学校の備品購入を一括して見積もり合わせするなど経常経費を節減した。57,999千円	50,000	57,999	
	22年度	◆発注方法や事務の見直し等により、予算執行段階において〔159,037千円〕の節減ができた。	50,000	159,037	
	23年度	◆発注方法や事務の見直し等により、予算執行段階において〔70,796千円〕の節減ができた。	50,000	70,796	
	総括コメント	◆経常経費について、一定の金額は節減されているが、決算時点では単なる使い残しによる減額に止まっているものも多い。 ◆今後は、各課の工夫により節減できた例、他市の例を紹介しながら積極的な節減に努める必要がある。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆予算執行の節減は一定取組が定着したため、次期項目には引き継がないが、引き続き節減に取り組む。				
		250,000	594,276		

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

ICT(情報通信技術)を活用した事務効率の向上 ※ Information and Communication Technology の略

所 管 課	関係部署		
取組の説明	◇PCを活用した会議室を設置する。		
【実施状況等】		計	画実績達成度
19年度	◆H20年9月に電子会議室を設置する。	実施	—
20年度	◆H20年9月に電子会議室を設置し、稼動を開始した。		実施
21年度	◆H21年度電子会議室の稼働率は94.5%		設置済み
22年度	◆H22年度電子会議室の稼働率は84.8%		設置済み
23年度	◆H23年度電子会議室の稼働率は83.6%		設置済み
総括コメント	◆電子会議室を設置し、庁内での会議等に一定の利用が進んだ。 ◆今後は、更に利用促進を図るとともに、費用対効果を見ながらペーパーレス会議に関するIT技術の動向について情報収集していく。	5年間合計	

A

新行革への引継ぎ状況等 ◆庁議の電子化や電子会議室の利用が進んだが、紙使用量の抑制という項目で次期項目に引き継ぐ。【新行革項目】実施計画7：紙使用量の抑制

47

所 管 課	関係部署		
取組の説明	◇GIS（地理情報システム）の業務範囲を拡充する。		
【実施状況等】		計	画実績達成度
19年度	◆H21年度以降の開発計画を策定中、システム内に取り込むデータ種別を検討する。	検討	—
20年度	◆H21年度以降の開発計画を策定し、道路情報管理システム構築に着手した。	実施	検討
21年度	◆道路情報管理システムを構築した。 ◆認定路線情報を窓口端末及びホームページ上で閲覧できるようにした。	—	実施
22年度	◆【道路課】 H22年5月より認定路線情報を窓口端末及び市ホームページ上で閲覧実施 山手幹線完了に伴う路線整備を含む地図更新作業の実施 ◆【下水道課】 下水道管理システムが、H23年3月31日完成	—	実施
23年度	◆【建築指導課】【都市計画課(まちづくり・開発指導担当)】 H23年度にGIS建築確認情報システムを現行法に適合するよう改修し、建築行政共用データベースシステムを新規構築 ◆【下水道課】 下水道及び宅内排水設備の新築・改築に伴う電子データの修正・更新を行った。 ◆【道路課】 H23年3月に道路情報の更新実施。道路情報窓口閲覧システムにより月平均約70件の台帳図作成手数料を徴収。	—	実施
総括コメント	◆予定していたシステム構築は完了した。今後は、業務ごとに保守期限終了に伴うシステムリプレースを行う必要がある。 ◆H23年度に予定していた建築物に関する届出関係業務の効率化及びデータの一元化を図るため、建築関係GISシステムの更新は建築指導課・都市計画課においてH24年度に実施されることとなった。	5年間合計	

B

新行革への引継ぎ状況等 ◆GISの業務範囲は拡充されたので、次期項目には引き継がない。

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

ICT(情報通信技術)を活用した事務効率の向上 ※ Information and Communication Technology の略

所 管 課	関係部署		
取組の説明	◇電子入札システムの運用を開始する。		
【実施状況等】		計	画実績達成度
19年度	◆電子入札システムを導入し、建設工事について、模擬入札及び業者説明会を実施した。H20年3月4日に電子入札を実施した。	実施	実施
20年度	◆利用者登録を促進させるため、20年7月及び21年2月に本市工事登録業者に対して利用者登録を促す通知を送付した。	◎	検討
21年度	◆電子入札システムの利用者登録率41.51% (518社÷全登録者1,248社) うち阪神8市内に本店、支店、営業所を有する者55.75%) ◆条件付き一般競争入札3件、公募型指名競争入札1件、指名競争入札29件、合計33件	◎	実施
22年度	◆電子入札システムの利用者登録率45.8% (562社÷全登録者1,226社) うち阪神8市内に本店、支店、営業所を有する者62.0%) ◆公募型指名競争入札3件、市内業者のみを対象とする指名競争入札52件、計55件を電子入札で執行した。	◎	実施
23年度	◆電子入札システムの利用者登録率49.43% (606社÷全登録者1,226社) うち阪神8市内に本店、支店、営業所を有する者66.25%) ◆公募型指名競争入札6件、指名競争入札64件、H23年度実績で電子入札の執行率は69.4% (H23年度建設工事入札件数101件)計70件を電子入札で執行した。	◎	実施
総括コメント	◆阪神間に本店、支店、営業所を有する業者の6割以上の利用者登録を目標としていたが、H22年11月末で目標を達成した。 ◆現段階で電子入札にすることができる入札については、ほぼ全て電子入札を行っている。利用者登録が少ない指名競争入札についても、登録状況を見ながら順次拡大していく方向で進めており、建設工事での電子入札は定着してきた。 ◆今後は建設コンサルタント業務委託について、電子入札の導入を検討していく。	5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆電子入札は登録が50%を超え、制度的に定着してきたため次期項目には引き継がない。		

19 社会資本の計画保全

公共施設建築物・道路等の計画的保全

所 管 課	関係部署		
取組の説明	◇公共施設建築物の施設改修計画、道路改修計画を策定し、計画的な予算執行を図る。橋梁点検・調査の早期実施と「橋梁長期寿命化計画」を策定する。		
【実施状況等】		計	画実績達成度
19年度	◆【管財・検査課】本庁舎は保守点検の結果から設備類が老朽化しており、計画的な更新を検討する。 ◆【道路課】橋梁点検方法及び橋梁寿命化計画の情報収集を行った。引き続き情報収集に努める。道路について、構造物や舗装の老朽化・損傷に対応した工事を優先順位を決め実施した。道路、橋梁についてH21年度に計画を策定する。	検討	-
20年度	◆橋梁調査点検を実施し(H20.11.21~H21.3.25)、長寿命化修繕計画策定に必要なデータ収集・整理を完了した。また、橋種・延長等の構造諸元及び一般図のデータベース化を行い、橋梁台帳を整備した。点検橋梁数：84(一般橋梁69、人道橋7、立体横断施設8) ◆他の公共施設については、建築保全業務の適正化のため台帳整備をしていく。	検討	検討
21年度	◆公共施設建築物の計画保全について、22年度からデータ整備するため、関係課で検討した。 ◆道路現況調査を実施(H21.3.24~H22.2.28)。調査結果に基づき道路補修計画を策定した。 ◆H20年度に実施した橋梁調査点検結果に基づき、長寿命化修繕計画を策定した。計画橋梁数：84(一般橋梁69、人道橋8、立体横断施設7) ◆水道施設の整備計画について見直した。	策定	一部策定
22年度	◆公共施設建築物の保全情報システムにH22年6月よりデータ整備を開始した。 ◆建物保全維持管理マニュアルを作成(H23年1月)し、保全情報システムに約194棟中21棟(10%)のデータ入力を終了(H23年3月) ◆H21年度に『道路橋長寿命化修繕計画』、『道路補修計画』、策定。H22年度に『道路橋長寿命化修繕計画』を国土交通省に提出	策定	一部策定
23年度	◆対象施設198棟の保全情報システム(B I M M S)への基本情報入力は完了。 ◆保全計画(素案)策定のための、公共施設所管課へのヒアリングを実施。(17課)。 ◆定期点検(住宅関係)を実施。 ◆「道路橋長寿命化修繕計画」に基づく修繕工事のための詳細設計、及び「道路補修計画」に基づく改修工事を実施した。	策定	一部策定
総括コメント	◆保全情報システムへのデータ入力も完了しており、H24年度中には計画を策定する。(建築課) ◆市庁舎等は、老朽化が進んでおり、突然の故障等による機能不全が起これば、来庁者、職員の安全性、快適性が損なわれる。(用地管財課) ◆修繕・改修計画の策定が完了した。今後、実施における細部精査や、継続的な点検と計画の見直しが必要である。(道路課) ◆今後、資産のライフサイクルコストを算出し、資産の性能、経済的価値を評価し、資産の仕分け(維持、改修、売却、貸付など)を判断するマネジメントを作る必要がある。また、どの施設の補修、整備を優先させるかも含めて多角的に検討が必要である。	5年間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆保全に係るデータは作成済みである。次期には保全計画を策定してマネジメントを行う。【新行革項目】実施計画1：保全計画の策定、アセットマネジメント(投資の平準化)の推進		

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

V 新たな公務員像の構築

20 人材育成

人材育成基本計画の策定					
所 管 課	人事課				
取組の説明	◇人材育成実施計画を策定する。若手職員のジョブローテーションや派遣研修など効果的な人材育成プログラムを検討する。				
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度		
49	19 年 度	◆ 人材育成実施計画（案）を策定した。	策定	—	B
	20 年 度	◆ 人材育成実施計画（案）を策定した。		検討	
	21 年 度	◆ H21年6月に人材育成実施計画を策定し、22年度の研修計画を見直した。若手職員OJTガイドを配布し、OJT研修、業務改善研修を実施した。	◎	策定	
	22 年 度	◆ H21年度に策定した人材育成実施計画に基づき、研修等を実施した。 ◆ OJT研修を引き続き実施した。		策定済み	
	23 年 度	◆ 職員アンケート及び人材育成実施計画素案作成検討会での検討を基に実施計画を見直し、H24年度～26年度を計画期間とする新たな実施計画を策定した。		見直し済み	
	総 括 コ メ ン ト	◆ H21年度に策定した人材育成実施計画に基づき、研修等を実施した。 ◆ H23年度に実施計画を見直し、24年度～26年度を計画期間とする新たな実施計画を策定した。 ◆ 今後は実施計画の内容の周知と、推進体制の整備が必要。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ H24年度以降は実施計画を策定し、人材育成基本方針の見直しをする。【新行革項目】実施計画32：人材育成基本方針及び実施計画の見直し				
人事評価の導入					
所 管 課	人事課				
取組の説明	◇業績、能力評価を導入する。				
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度		
50	19 年 度	◆ 課長級以上の職員を対象に、人事評価制度の本格導入を見据えた試行を実施した。 ◆ 今後、対象を全職員に拡げるため、専門職を含む評価シート、マニュアルを作成し、さらに課長補佐級以下の職員への周知を図る。 ◆ 客観性、納得性、公平性を確保するための考課者研修を実施する。	検討	—	D
	20 年 度	◆ 引き続き、課長級以上の職員を対象とした人事評価制度を試行した。専門職に係る課長級以上の職員を対象とした評価シート及びマニュアルを作成した。また、考課者訓練のため、時機に応じた人事評価者研修を実施した。	一部導入	一部試行	
	21 年 度	◆ 課長級以上の職員を対象に、引き続き人事評価を試行実施した。 ◆ その評価結果を検証・分析し、制度の公平性・公正性及び客観性等の精度を向上させた。また、評価者としての目を涵養し、より一層制度の定着化を図るため、人事評価者研修を実施した。	◎	一部試行	
	22 年 度	◆ 人事評価制度の試行を通して判明した課題を解消した上で、課長級以上の職員を対象に本格導入を図った。 ◆ 客観的な人事評価を実施する際の留意点や面談の重要性を認識させるための研修も実施した。	◎	一部実施	
	23 年 度	◆ 人事評価対象職員（課長級以上）へのアンケート結果を基に研修を実施し、現行制度の課題の抽出と改善策の検討を行った。	◎	一部実施	
	総 括 コ メ ン ト	◆ 評価者及び被評価者間で、人事評価制度の導入目的（人材育成、人事の公平さ、上司と部下との円滑なコミュニケーション）が十分に理解されていない。 ◆ 評価対象が課長級以上の職員となっている。 ◆ 人事評価制度のより一層の理解・定着を図り、評価対象を課長補佐級以下の職員へも拡大することが課題である。 ◆ 今後さらに人事評価の信頼性を確保するため、継続的な評価基準の見直しや評価者研修を実施していきたい。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 全職員への導入を進めるため次期項目へ引き継ぐ。【新行革項目】実施計画33：人事評価の全職員への導入 実施計画34：人事評価の有効活用				

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

21 人事管理制度の見直し

勤務条件の見直し

所 管 課 人事課

取組の説明 ◇ 休息時間の廃止、本庁の開庁時間を午前9時～午後6時に変更、変則勤務制を導入する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
51	19年度	◆ 職員団体等と協議を継続中	検討	-				D
	20年度	◆ 休息時間を廃止した。 ◆ 開庁時間を15分延長した。(本庁9:00～17:30)	◎	◎				
	21年度	◆ H21年4月に休息時間を廃止した。 ◆ 開庁時間を15分延長した。(本庁9:00～17:30)	◎	◎				
	22年度	◆ H21年4月に休息時間を廃止した。 ◆ 開庁時間を15分延長した。(本庁9:00～17:30)	◎	◎				
	23年度	◆ H21年4月に休息時間を廃止した。 ◆ 開庁時間を15分延長した。(本庁9:00～17:30)	◎	◎				
	総括コメント	◆ 開庁時間の変更及び変則勤務制の導入に当たっては、費用対効果の点も考慮しながら、実施体制を検討する。	5年間合計					

新行革への引継ぎ状況等

◆ 開庁時間の延長、変則勤務制度の導入は、現行の組織・人員では難しいため、次期項目には引き継がない。

懲戒分限処分基準の策定

所 管 課 人事課

取組の説明 ◇ H19年度に懲戒処分、H20年度に分限処分の指針を策定する。

【実施状況等】

		計	画	実	績	達	成	度
52	19年度	◆ 懲戒処分の指針はH19年度に策定した。 ◆ 分限処分の指針については、国はじめ先進市の情報収集に努め、参考にしながら、本市処分の基準を策定する。	策定	-				D
	20年度	◆ 本市分限処分の指針策定に係る課題等を検討・協議し、人事課案として検討した。	策定	検討				
	21年度	◆ 懲戒処分の指針を20年3月に策定し、20年4月に施行した。 ◆ 分限処分の指針については、20年度に引き続き人事課案として課題等を検討・協議した。	◎	一部策定				
	22年度	◆ 分限処分の指針については、H21年度に引き続き、人事課(案)を課内において検討。その結果を受けて抽出した課題等に対する解消策を協議した。		一部策定				
	23年度	◆ 分限処分の指針(人事課案)を検討		一部策定				
	総括コメント	◆ 懲戒処分の指針は策定したが、分限処分の指針策定は未完了である。 ◆ 今後は、療養休暇制度及び人事評価制度との関連性を踏まえながら、検討しなければならない。 ◆ 不利益処分を伴うため、慎重な協議が必要である。	5年間合計					

新行革への引継ぎ状況等

◆ 分限処分の指針は策定していないが、療養休暇や人事評価に併せて引き続き検討する。

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位 : 千円]

療休・休職制度の見直し				
所 管 課	人事課			
取組の説明	◇療養休暇, 休職制度を見直す。			
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度	
19 年 度	◆国をはじめ, 近隣都市等取扱いの情報を収集した。 ◆情報の検証後, 本市取扱い基準を作成する。	◎	-	E
20 年 度	◆現行療休制度に係る取扱い上の課題を抽出した。 ◆県及び阪神間の療養休暇制度に係る取扱情報を収集した。 ◆なお, H21年4月より職員支援プログラムを導入。	◎	◎	
21 年 度	◆県及び阪神間の療養休暇制度に係る取扱情報を収集し, 現行療休制度に係る取扱い上の課題を抽出した。 ◆メンタルヘルス対策として「職場における心の健康づくり計画」を策定した。 ◆H21年4月よりEAP(職員支援プログラム)を導入した。	◎	◎	
22 年 度	◆厚生担当課と現行制度上の課題(療休期間の通算, 療休付与日数の選別, 復職時判断)等を共有し, その課題に向け協議した。	◎	◎	
23 年 度	◆引き続き現行制度上の課題(療休期間の通算, 療休付与日数の選別, 復職時判断)について検討した。	◎	◎	
総 括 コ メ ン ト	◆国及び近隣市の状況等を参考に引き続き検討	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆次期項目には引き継がないが, 今後も検討していく。			

22 職員の意識改革, 組織の活性化

職員の意識改革, 組織の活性化				
所 管 課	行政経営課			
取組の説明	◇職員提案制度の活性化, 一課一改善運動に継続して取り組む。若手職員を中心とした政策研究グループの設置を検討する。			
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度	
19 年 度	◆職員提案制度を実施した。件数 34件 ◆一課一改善運動を実施した。件数 56課 66件 ◆H19年10月に窓口サービス検討委員会を設置した。	◎	-	B
20 年 度	◆職員提案を実施 件数 28件 ◆一課一改善運動を実施 件数 55課 61件 ◆一課一改善では, 環境への取組, ノー公用車デーの推進, 市民課待ち時間の快適な環境づくり, 省力化・経費節減などに取り組んだ。	◎	◎	
21 年 度	◆職員提案を実施 件数 37件 ◆一課一改善運動を実施 件数 53課 58件 ◆一課一改善では, 利便性の向上, 環境への取組, 事務の整理を行い, 省力化・経費節減などに取り組んだ。	◎	◎	
22 年 度	◆職員提案を実施 件数 28件 ◆一課一改善運動を実施 件数 55課 59件 ◆一課一改善では, 利便性の向上, 環境への取組, 事務の整理を行い, 省力化・経費節減などに取り組んだ。	◎	◎	
23 年 度	◆職員提案を実施 件数 24件 ◆一課一改善運動を実施 件数 57課 59件 ◆一課一改善では, 利便性の向上, 環境への取組, 事務の整理を行い, 省力化・経費節減などに取り組んだ。	◎	◎	
総 括 コ メ ン ト	◆職員提案件数, 一課一改善の若手による改善提案など, ほぼ計画どおり実施できている。 ◆職員提案は, 提案件数が多いが, 特定者による提案が多く, また, 実施可能な提案が少なく, 採用が少ない状況である。 ◆一課一改善はファイル, データ整理に関するものが多く, 新たな視点での改善が必要である。一課一改善は, H22年度からホームページで紹介することとした。 ◆今後とも取組を継続するとともに, 検証が必要である。職員の意識改革, 事業の見直しにもつながるため, 他自治体の取組事例を参考にしながら, 今後も継続した取組を行う。	5 年 間 合 計		
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆職員提案と一課一改善を統合し, 内容がマンネリ化にならないように工夫していく。【新行革項目】実施計画30:職員提案, 一課一改善運動の見直し			

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位 : 千円]

再任用職員が活躍できる仕組みづくりの検討

所 管 課	人事課			
取組の説明	◇マインド研修、スキルアップ研修の拡大・充実や、任用基準の見直し、週40時間勤務任用の検討、庶務事務や未収金対策専門部署の設置等を検討する。			
【実施状況等】		計	画実	績達成度
19年度	◆再任用制度の見直しに係る先進市の情報収集に努め、本市に見合った取扱要領を策定する。	◎	-	C
20年度	◆引き続き、任用基準や勤務条件等の取扱等について検討を行った。	◎	◎	
21年度	◆引き続き、柔軟な勤務態様に対応できるよう、任用基準や勤務条件等の取扱等について検討を行った。 ◆再任用職員の事務処理能力の向上を図るため、実務研修（文書管理、財務会計等）を実施した。	◎	◎	
22年度	◆再任用職員を柔軟に活用するため、任用条件の見直しや勤務形態の拡大を図った。 ◆再任用選考委員会の開催時期を早めた。 ◆再任用職員への円滑な移行を図るため、昨年度に引き続き、実務研修（文書管理、財務会計処理等）を実施した。	◎	◎	
23年度	◆再任用職員制度の有効活用のための方策について検討した。	◎	◎	
総括コメント	◆所属ヒアリング等により再任用職員のモチベーション低下が指摘されており、引き続き、高い意識を持って仕事に取り組めるよう勤務形態、配置先、研修等を検討する必要がある。 ◆今後は、再任用職員間における業務量や質の不均衡がないよう検討していく。 ◆専門職における再任用職員としての活用領域検討。再任用職員に対する評価制度の導入も今後検討していかなければならない。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆再任用職員の増加に伴い、今後、配置について検討が必要である。【新行革項目】実施計画36：再任用職員が活躍する仕組みづくりの検討			

VI 新たな組織・給与制度の構築

23 職員定数の削減

職員数の削減

所 管 課	人事課			
取組の説明	◇引き続き新規職員の採用抑制等により職員数の削減を図る。普通会計職員数 H15年4月804人 H19年4月703人 【計画】H24年4月604人			
【実施状況等】		計	画実	績達成度
19年度	◆H20年4月普通会計職員684人（前年比▲19人） 全職員 941人（前年比▲29人）	143,000	144,129	C
20年度	◆H21年4月普通会計職員671人（前年比▲13人） 全職員939人（前年比▲2人）	265,000	334,268	
21年度	◆H22年4月普通会計職員 663人（前年比▲8人） ◆H22年4月全職員 942人（前年度比+3人） ○普通会計 703人-40人=663人 ○全職員 970人-28人=942人	417,000	530,250	
22年度	◆H23年4月普通会計職員 663人（前年度比 ±0人） ◆H23年4月全職員 944人（前年度比 +2人） ○普通会計 703人-40人=663人 ○全職員 970人-26人=944人	557,000	751,000	
23年度	◆H24年4月普通会計職員 670人（前年度比 +7人） ◆H24年4月全職員 966人（前年度比 +22人） ○普通会計 H19▲19 H20▲13 H21▲8 H22±0 H23+7 5年間▲33 703人-33人=670人 ○全職員 H19▲29 H20▲2 H21+3 H22+2 H23+22 5年間▲4 970人-4人=966人	618,000	914,000	
総括コメント	◆実績額としては、計画以上の削減額となっているが、人数的には計画達成されていない。 ◆類似団体との比較に基づき、適正な人員配置となるよう引き続き検討する。	5年間合計		
新行革への引継ぎ状況等	◆計画達成はできなかったが、職種による削減数の差が大きい。【新行革項目】実施計画22：職員数・管理職ポストの適正化			
		2,000,000	2,673,647	

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜, 取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難, 未定のもの
 [単位: 千円]

24 職員配置の見直し

技能職員配置基準の見直し

所 管 課 人事課 教委管理課

取組の説明 ◇技能職員については退職者不補充を原則として, その職員配置基準の見直しを検討する。

【実施状況等】

		計	画実	績達	成度
57	19年度	◆欠員不補充を原則とし, 事務事業の見直しを行い, 各職場の実態を精査し, 配置していく。	◎	-	A
	20年度	◆各職場の実態を精査して配置した。引き続き欠員不補充を原則とし, 事務事業の見直しを行い, 配置していく。	◎	◎	
	21年度	◆各職場の実態を精査して配置した。引き続き欠員不補充を原則とし, 事務事業の見直しを行い, 配置していく。	◎	◎	
	22年度	◆各職場の実態を精査して配置した。引き続き欠員不補充を原則とし, 事務事業の見直しを行い, 配置していく。	◎	◎	
	23年度	◆各職場の実態を精査して配置した。引き続き欠員不補充を原則とし, 事務事業の見直しを行い, 配置していく。	◎	◎	
	総括コメント	◆技能職員については, 年次的に定員が削減できている。技能職員の高齢化に伴い, 職場によっては健康上の配慮が必要となり, 配置が困難になりつつある。	5年間合計		

新行革への引継ぎ状況等 ◆年次的に定員削減ができている。【新行革項目】実施計画22:職員数・管理職ポストの適正化

次長, 課長補佐職の廃止の検討

所 管 課 人事課

取組の説明 ◇管理職ポストの適正化を図るため, H19年度から次長職を原則廃止したが, 課長補佐職の廃止を検討する。

【実施状況等】

		計	画実	績達	成度
58	19年度	◆管理職ポストの削減 ○H19年4月 131人→H20年4月 128人 (▲3人) (次長級▲4人, 課長級+1人) ◆H19年度から次長職を原則廃止した。さらに職階の簡素化を図るため, 課長補佐職の廃止について各市状況を調査し検討していく。	一部実施	-	C
	20年度	◆管理職ポストの削減 ○H20年4月 128人→H21年4月 135人 (+7人) (部長級+4人, 次長級▲5人, 課長級+8人) ◆一時的な管理職の増員(病院建設担当, 業務改善担当)はあるが, 引き続き職階の簡素化を図るため, 課長補佐職の廃止について各市状況を調査し検討していく。	◎	◎	
	21年度	◆管理職ポストの削減 ○H21年4月 135人→H22年4月 141人 (+6人) (部長級+2人, 次長級▲5人, 課長級+9人) ◆芦屋病院において管理職を増員し体制の充実を図った。引き続き職階の簡素化を図るため, 課長補佐職の廃止について各市状況を調査し検討していく。	◎	◎	
	22年度	◆管理職ポストの削減 ○H22年4月 141人→H23年4月 146人 (+5人) (部長級+1人, 次長級▲1人, 課長級+5人) ◆芦屋病院において管理職を増員し, 体制の充実を図った。課長補佐職の廃止については, 各市の状況を調査しながら検討していく。	◎	◎	
	23年度	◆管理職ポストの削減 ○H23年4月 146人→H24年4月 146人 (±0人 ※市長部局部分では▲3人) ◆課長補佐職の廃止については, 各市の状況を調査しながら検討していく。	◎	◎	
	総括コメント	◆次長職については制度を廃止したが, 課長補佐職については, 引き続き制度の廃止を検討していく。	5年間合計		

新行革への引継ぎ状況等 ◆次長職については制度を廃止したが, 引き続き管理職ポストの適正化に努める。【新行革項目】実施計画22:職員数・管理職ポストの適正化

S : 計画以上 D : 一部実施又は実施したが
 A : 計画どおり 効果が見られない
 B : ほぼ計画どおり E : 検討後実施見送り
 C : 実施したが効果が低い F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

25 給与制度の見直し

給与構造改革の実施					
所 管 課	人事課				
取組の説明	◇H19年4月1日から実施。行政職給料月額で平均4.92%（17,754円）引下げ。給料表の見直しを検討する。H22年度までに能力給制度を導入する。				
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度		
59	19年度	◆課長級以上の職員について評価制度を試行した。	検討	—	D
	20年度	◆課長級以上の職員について評価制度を試行した。	一部導入	一部試行	
	21年度	◆H19年4月から給料表を平均4.92%引き下げた。 ◆課長級以上の職員について人事評価制度を試行した。	◎	一部試行	
	22年度	◆課長級以上の職員について評価制度を本格実施した。	—	一部実施	
	23年度	◆課長級以上の職員について人事評価制度を本格実施し、期末・勤勉手当について人事評価結果を反映させている。	—	一部実施	
	総括コメント	◆課長級以上の職員について人事評価制度を導入した。課長補佐級以下の職員について、引き続き検討する。	5年	間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆時限的な措置ではなく、制度改革に取り組む。【新行革項目】実施計画19：給与制度の見直し				
給与水準の抑制					
所 管 課	人事課				
取組の説明	◇【給料】H19年4月から部長級4%、次長級2%削減している。 ◇【管理職手当】H19年4月から22年3月まで部長級7%から主査級1.5%削減している。 ◇【管理職特別勤務手当】H19年4月から22年3月まで50%削減している。 ◇【期末・勤勉手当の職務加算】H19年4月から22年3月まで部長級25%、次課長級15%削減している。				
【実施状況等】	計	画	実 績 達 成 度		
60	19年度	◆【給料】部長級4%、次長級2%削減【管理職手当】7～1.5%削減【管理職員特別勤務手当】50%削減【期末・勤勉手当の職務加算】部長級25%、次長・課長級15%削減	31,590	31,592	B
	20年度	◆【給料】H19年4月から部長級4%、次長級2%削減した。 ◆【管理職手当】H19年4月から部長級7%から主査級1.5%削減した。（22年3月まで） ◆【管理職特別勤務手当】H19年4月から50%削減した。（22年3月まで） ◆【期末・勤勉手当の職務加算】H19年4月から部長級25%、次課長級15%削減した。（22年3月まで）	30,650	32,750	
	21年度	◆【給料】19年4月から部長級4%、次長級2%削減した。3,967千円 ◆【管理職手当】19年4月から部長級7%から主査級1.5%削減した。7,734千円 ◆【管理職特別勤務手当】19年4月から50%削減した。15,130千円 ◆【期末・勤勉手当の職務加算】19年4月から部長級25%、次課長級15%削減した。5,480千円	29,750	32,311	
	22年度	◆【給料】部長級4%、次長級2%削減した。〔3,640千円〕 ◆【管理職手当】部長級7%から主査級1%削減した。（H24年3月まで延長）〔7,121千円〕 ◆【管理職特別勤務手当】課長級以上50%、課長補佐・主査級25%削減した。（H24年3月まで延長）〔9,239千円〕 ◆【期末・勤勉手当の職務加算】部長級25%、次課長級15%削減した。（H24年3月まで延長）〔5,223千円〕	—	25,223	
	23年度	◆【給料】部長級4%、次長級2%削減した。〔3,834千円〕 ◆【管理職手当】部長級7%から主査級1%削減した。〔6,946千円〕 ◆【管理職特別勤務手当】25～50%削減した。〔13,203千円〕 ◆【期末・勤勉手当の職務加算】部長級25%、次課長級15%削減した。〔5,130千円〕	—	29,113	
	総括コメント	◆H19年度からの実施内容はH21年度までの予定であったが、主査及び課長補佐部分について削減幅を緩和した上で、更に2年間期間を延長した。 ◆給与月額や各種手当の削減措置により、給与水準の抑制に努めてきた。 ◆今後は、時限的な措置ではなく、制度改革による恒久的な給与水準の適正化に努めていく必要がある。	5年	間合計	
新行革への引継ぎ状況等	◆時限的な措置ではなく、制度改革に取り組む。【新行革項目】実施計画19：給与制度の見直し				
			91,990	150,989	

S : 計画以上
 A : 計画どおり
 B : ほぼ計画どおり
 C : 実施したが効果が低い
 D : 一部実施又は実施したが効果が見られない
 E : 検討後実施見送り
 F : 検討中又は未実施

行 革 実 績 報 告 [H19 - H23]

◎ : 適宜、取組の見直しが必要なもの
 - : 効果額の算定が困難、未定のもの
 [単位：千円]

諸手当の見直し				
所 管 課	人事課			
取 組 の 説 明	◇【時間外勤務手当】ノー残業デーの徹底を図る。 ◇【退職手当】H19年4月～支給率の見直し等実施済み。 ◇通勤手当等の見直しを行う。			
【実 施 状 況 等】	計	画	実 績 達 成 度	
19 年 度	◆ H20年1月から非世帯主等に係る住居手当を廃止した。年額12,927千円×3/12=3,232千円	検討	3,232	B
20 年 度	◆ 非世帯主等に係る住居手当を廃止した。(H20年1月～)	—	13,183	
21 年 度	◆【住居手当】H20年1月から非世帯主等に係る住居手当を廃止した。22年1月から支給月額を350円引き下げた。14,986千円 ◆【通勤手当】H21年4月から用具利用者に係る手当を使用距離に応じて定額化した。28,461千円	◎	43,447	
22 年 度	◆【住居手当】H22年12月から支給月額を200円引き下げるとともに、加算措置を廃止した。	—	44,173	
23 年 度	◆【時間外勤務手当】節電対策・職員の健康管理の観点から、庁内放送でノー残業デーの徹底を呼びかけた。 ◆【住居手当】H24年1月から支給月額を100円引き下げた。	—	45,184	
総 括 コ メ ン ト	◆ 近隣市の状況も踏まえながら、諸手当の水準の適正化に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。 ◆ また、時間外勤務手当を縮減する目的だけでなく、節電対策、職員の健康管理及びワークライフバランスの観点からも、ノー残業デーの徹底については取組を強化する必要がある。	5 年 間 合 計	149,219	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 前項目と同様、制度改正に取り組む。【新行革項目】実施計画19：給与制度の見直し			

26 特別職等の給与等減額

特別職等の給与等減額				
所 管 課	人事課			
取 組 の 説 明	◇【特別職等の給与】H14年10月から市長20%、助役17%、収入役・教育長15%を減額、H19年4月からさらに2%引下げ改定した。 ◇【退職金の減額】H14年10月から市長20%、助役17%、収入役・教育長15%を減額、H19年4月からさらに2%引下げ改定した。			
【実 施 状 況 等】	計	画	実 績 達 成 度	
19 年 度	◆ 市長・副市長・教育長の給料及び退職手当についてH19年4月から減額改定した。	17,580	17,582	B
20 年 度	◆ 市長・副市長・教育長の給料及び退職手当についてH19年4月から減額改定した。 ◆ 期末手当に係る職務加算率を25%削減した。	1,030	1,561	
21 年 度	◆ 市長・副市長・教育長の給料及び退職手当について報酬審議会の答申によりH19年4月から減額改定した。 ◆ 期末手当に係る職務加算率を25%削減した。	1,030	1,495	
22 年 度	◆ 市長・副市長・教育長の給料及び退職手当について報酬審議会の答申等によりH19年4月から減額改定した。 ◆ 期末手当に係る職務加算率を25%削減した。	3,300	3,746	
23 年 度	◆ 市長・副市長・教育長の給料及び退職手当について報酬審議会の答申等によりH19年4月から減額改定した。 ◆ 期末手当に係る職務加算率を25%削減した。	17,600	18,019	
総 括 コ メ ン ト	◆ 本市では報酬等審議会の答申等により減額改定を実施したが、近隣他市では改定せず減額措置を行い、毎年度減額期間の延長措置を講じている。 ◆ 各市の今後の状況及び支給水準を把握しながら、報酬等審議会への諮問時期及び給与水準の考え方を整理しておく必要がある。	5 年 間 合 計	42,403	
新 行 革 へ の 引 継 ぎ 状 況 等	◆ 一定減額が達成されたので、次期項目には引き継がない。			